

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

予算特別委員会会議録(3)(令和3年4定)			
日 時	令和3年12月10日(金)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時38分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	松田委員長、中村(吉宏)副委員長、面野・酒井・秋元・須貝・ 佐々木・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者 (水道局長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、秋元委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横尾委員が秋元委員に、松岩委員が須貝委員に、高木委員が山田委員に、中村誠吾委員が面野委員に、林下委員が佐々木委員に、高野委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員から発言の申出がありますので、これを許します。

○福祉保険部長

昨日の予算特別委員会における共産党高野委員の暖房費緊急支援事業の質問につきまして、委員の皆様へのおおびと今後の対応について御説明させていただきます。

今定例会で、補正予算案として提出しております暖房費緊急支援事業につきまして、事前に正副議長及び各会派代表の皆様へ概要を説明させていただいた際に、支給対象者のうち、長期入院者を除くこととしておりましたが、実際に対象者へ送付した通知文書では、令和3年12月1日時点における単身世帯での入院者を除くということになっておりました。まずもって、議員の皆様への事前説明とは異なる内容で事業を実施してしまい、その間に本来行うべき事業内容の修正についての説明を怠ったことにつきまして、深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

このたびの単身世帯の入院者に対する今後の取扱いにつきましては、申請を行う時点で退院され、御自宅で生活されている方であれば、申請期限であります令和4年1月31日までの申請をお受けすることといたします。まだ申請をお受けしていない単身世帯の方へは、この旨について、年内を目途に、改めて通知文書でお知らせをしたいと思っております。

このたびは、事前の説明を怠ったことにつきまして、重ねておわび申し上げますとともに、今後の見直しにつきまして、御理解を賜りますようお願い申し上げます。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、公明党、立憲・市民連合、自民党の順といたします。

共産党。

○酒井委員

◎議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算（児童手当業務システム改修事業費）について

議案第1号令和3年度小樽市一般会計補正予算、児童手当業務システム改修事業費について伺います。

今回、児童手当法及び児童手当法施行規則の一部改正に伴い、現行システムを改修と説明されておりますけれども、この事業の概要について説明してください。

○（こども未来）こども福祉課長

児童手当法施行令の一部を改正する政令及び児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令が、令和4年6月1日から施行されることに伴い、必要な業務システムの改修を行うものでございます。

○酒井委員

法改正によるシステム改修ということなのですね。

これについては、必要な経費は国から全額補助されるということでありまして、それでは児童手当法施行

令の一部改正はどのようなものなのか、説明していただけますでしょうか。

○(こども未来)こども福祉課長

今回は、児童手当法に基づき、令和4年10月支給分から児童手当が支給されない方のうち、その所得が一定額未満の方に限り、特例給付を支給する措置を講ずるものでございます。少し分かりやすく申し上げますと、会社員の御主人と専業主婦、あと子供がお二人の4人家族で扶養家族が3人というイメージで申し上げますけれども、その場合、現在は年収960万円程度を超えますと、特例給付になるものでございます。それ以上の所得上限というのはないものですが、今回の改正施行後に年収が960万円程度から1,200万円程度までは、特例給付は引き続き該当するのですが、その1,200万円程度を超える方は特例給付の対象外となるものでございます。

○酒井委員

そうなのですね。特例給付に関することなのですね。

今回、児童手当法に基づく特例給付の対象者のうち、所得が一定額以上の者、扶養親族が3人の場合ですが、主たる生計者の年収が1,200万円相当以上の者について、2022年10月支給分から支給対象外とすることにして、所得の上限額については今後、政令で定めるとしてございますけれども、本当に大きな問題だと思っております。

それでは、影響を受ける児童は何人で、児童手当の給付減はどれだけになる見込みなのか、お示してください。

○(こども未来)こども福祉課長

現在見込んでおりますのは、この影響を受ける世帯数を申し上げますと、約70世帯。児童・生徒の数にして110名程度を見込んでございます。

児童手当給付減の影響を受ける金額につきましては、児童・生徒110人、月額5,000円掛ける12か月という計算をいたしますと660万円程度になると見込んでございます。

○酒井委員

思ったよりいらっしゃるというのが、私の印象です。こうしたこと自体がすごく問題だと思います。

そもそも、こうして制限を加えること自体が、私は問題であると思っております。なぜならば、特例給付はどういった経過で導入されたのかということでありまして、2010年に創設されました子ども手当では、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの全ての子供たちを対象としておりました。ところが、2011年8月、当時の民主党、自民党、公明党の3党合意によりまして、この子ども手当を児童手当に戻して、所得制限を復活させたと。

ただ、その所得制限が復活するに当たって、この児童手当の対象外となる影響緩和策として設けられたのが、特例給付であります。こういった理解でよろしいでしょうか。

○(こども未来)こども福祉課長

今、委員がおっしゃったその御理解でよろしいかと考えてございます。

○酒井委員

子ども手当のときというのは、こういった所得などに応じなくて、本当に文字どおり、全ての子供たちを社会全体で応援するという観点だったのが、こういうふうに戻されてしまったわけでありまして。

今回、この特例給付についても、今度はもう収入額1,200万円相当の者は支給対象外にすると。本当に大きな問題だと思います。

この児童手当給付減について政府は、待機児童対策に充てるとし、幼児教育や保育の無償化、また高等教育の就学支援、こうしたことも持ち出して、児童手当削減を正当化している。

政府がかつて認めたとおり、日本の家庭関係予算は主要国と比べても少ないのが実態であります。子育て応援の財源は、子育て世代間でのやりくりではなくて、大企業や富裕層への優遇税制を改め、応分の負担を求めることで確保すべきと私は主張したいと思います。

◎18歳以下の子供1人当たり10万円相当の給付で残りの5万円相当分について

次の質問に移ります。

次は、18歳以下の子供1人当たり10万円相当の給付で、残りの5万円相当分についてお伺いをいたします。

議案第17号令和3年度小樽市一般会計補正予算が既に可決されました。子供1人当たり10万円相当の給付のうち、5万円の現金を給付することが決定したわけであります。一事不再議の原則から、議案第17号に関わる部分は質疑しませんけれども、それでは残りの5万円相当分についてはどうなのかということについて質問をいたします。

私は12月1日の本会議での質疑の中で、残りの5万円相当分について、仮に今回5万円を現金給付して、地方自治体の実情が認められれば、残り5万円分も現金給付できる可能性はあるということですかと質疑をいたしました。そうしたところ、いずれも国から示されていないため、お答えできないというものでありました。しかし、連日報道されておりますけれども、幾つかの自治体では10万円を全て現金で支給することを決めております。10万円を一括して払うことにしたところもありますし、また、5万円を今回出して、3月とも言われておりますけれども、そこでさらに残りの5万円を現金で支給すると。クーポン給付か現金給付かの判断は取りあえず置いておいて、こうした現金給付を決めた他の自治体は数多くあります。

こうした動きについて、小樽市として情報収集を行っていくお考えがあるかどうかお伺いいたします。

○(こども未来)こども福祉課長

今回のこのクーポン給付か現金給付かという部分でございますけれども、委員のおっしゃったとおり、日々ニュースとか新聞報道でも取り上げられているところですが、現状は、私のほうでもそうですし、日々、各道内の市町村からも問合せとかございまして、情報交換はしているところでございます。

ただ、委員のおっしゃった現金給付を決めたというのは、道外が多いかと思っておりますけれども、そこはまだ、やり取りはしていないところでございます。

○酒井委員

情報交換まで行くかどうかは別にしても、情報の収集はしっかりと行っていただきたいと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○(こども未来)こども福祉課長

委員のおっしゃるとおり、私どももそうなのですけれども、やはり国の動きは非常に気にしているところで、その情報収集は引き続きしていきたいと思っております。

○酒井委員

静岡県島田市の染谷絹代市長は、18歳以下の子供に対する国の10万円相当の給付に関しまして、クーポンによる給付とされている5万円分についても、現金で給付する方針を示しております。染谷市長は、早く手元に届く現金を望む子育て世帯が多いと考える。クーポン券は発行経費も時間もかかると理由を述べておりました。

では、本市ではどうでしょうか。クーポンを発行すると決めた場合、こういったスケジュールを考えているでしょうか。

○(こども未来)こども福祉課長

クーポンを発行すると小樽市が判断した場合のスケジュールといいますか、流れですけれども、まず予算的な話ですと、国の補正予算が20日、21日ぐらいに決まるというふうに向っていますので、その時点で国からの通知でやり方とか、その辺を示されると思いますので、そこを整理して議会で補正予算の議決をいただくことになるかと思っております。

実務として、例えば市単独でのクーポン給付を実施する場合は、実行委員会形式というように、実行委員会を立ち上げる形になるかと思っております。実際、クーポンの印刷ですとか、店舗の登録、あとは最終的にはクーポンの換金ですね。そういう部分の業務などは、業務委託をすることになるかと思っております。

その委託をする事業者の選考から契約とか、そういうものを行って、クーポンの印刷や先ほど申し上げた店舗の登録などをやっていただくことになるかと思っています。また並行して、市民の皆さんにお知らせをしていくことになると思います。

実際、年度内にクーポンをお届けするのは、スケジュール的には相当厳しいものだと考えてございます。

○酒井委員

年度内が厳しいとなったら、本当に問題だと思うのです。なぜならば、こうしたものというのは、新年度を迎える前に、やはり子供の準備をさせてあげたいということになると、年度をまたいでしまったら、そういったことに間に合わないということになってしまうわけで、大きな問題と思っています。

ところで、先ほどクーポンを発行する場合と言いました。クーポンだと、偽造防止の対策をしなければなりませんけれども、どういった流れなのか示していただけますでしょうか。

○(こども未来)こども福祉課長

クーポンの偽造対策ですけれども、通し番号は当然のことですが、それに加えてコピーガードやマイクロ文字などを使って偽造防止の処理を施す必要があると思います。場合によってはホログラム処理などの加工をする。そういう作業も必要になってくることもございます。

実際にそういう特殊な印刷を頼むことになりますと、業者もある程度限られてきてしまうのではないかと考えてございます。コピーガードやマイクロ文字の処理ですと、ほかのまちと発注が重複するなどが前提ですけれども、スムーズに行って、早くて2か月程度。ホログラムの処理とかをするとそれ以上の期間がかかると思われます。

○酒井委員

それ以上かかるとなったら、ただでさえも年度内に厳しいと言っているのに、それ以上もかかってしまう。悪く見た場合にはそういった可能性はあるということですか。

○(こども未来)こども福祉課長

正直、やってみないと分からない部分はございますけれども、その可能性は十分あるかと思っています。

○酒井委員

それでは、経費はどう変わるのかということでもあります。また、人員の配置も、先ほど業務委託という話もありましたけれども、どうなるかということも非常に気になるところです。クーポン給付の場合と現金給付の場合、それぞれでお答えください。

○(こども未来)こども福祉課長

まず、クーポン給付の部分で申し上げます。実際、クーポン給付のやり方とか規模などにもよるかと思いますが、事務費用は恐らく数千万円規模になると考えてございます。人員につきましても、やはり業務委託するといましても、いろいろな事務処理ですとか、問合せなどの業務もあると思いますので、そうなる恐らく実施本部の立ち上げとか、庁内でいろいろな応援をお願いする形になるかと考えてございます。

現金給付の場合につきましても、年内に1回目のお支払いをしますけれども、同様に支払いのお知らせですとか、それに係る用紙や封筒代、郵送料、あと銀行の振込手数料などを考えて、ざっくりで申し訳ないですが数百万円、四、五百万円とか、そういうぐらいなのか分からないですけれども、数百万円単位になると考えてございます。

人員につきましても、今その作業はこども福祉課で、封詰めとかは部内の協力とかを頂いていますけれども、それは同じ規模で行えるものと考えてございます。

○酒井委員

すごい差ですよ。

それから、現金給付とクーポン給付の場合、世帯に届く時間はとなると想定されているのかお伺いいたします。

○(こども未来) こども福祉課長

まず、クーポン給付につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、お届けするのは年度内はなかなか難しいのかというふうに考えてございます。現金給付の場合につきましては、3月中にお支払いすることは十分に可能だと考えてございます。

○酒井委員

ところで、こうした給付金の担当部署は、一体どこになるのか示していただけますでしょうか。

○(こども未来) こども福祉課長

重複になりますけれども、昨年から子育て関係の給付金は幾つかあり、児童手当とか児童扶養手当に関わる部分につきましては、こども福祉課で担当してございます。クーポン給付ということになれば、その限りではないと。いろいろな庁内の応援等を頂かなければならないかと思っております。

○酒井委員

何でこんなことを聞いたかという、仮に3月支給となると、こども未来部は3月はとても忙しいと思うのです。ほかにも新型コロナワクチンの3回目接種などもありますし、応援などというのも果たしてできるのか。すごい多忙な時期に、いろいろなものが重なってくるわけですよ。仮に3月支給となると、担当部署は大変多忙なのではありませんか。

○(こども未来) こども福祉課長

委員のおっしゃるとおり、3月、4月は年度替わりの時期でございますので、やはり業務量は相当ある時期でございますので、お見込みのとおりということでお答えさせていただきます。

○酒井委員

静岡県浜松市では、18歳以下の子供の10万円相当給付について、地方自治体の実情に応じて現金対応可能ということを表明したことを受けて、罰則などが示されない限り、現金で給付すると発表しました。浜松市は、当初は現金給付を想定していた5万円分については、現行の児童手当制度を活用して支給すると。残りについては、来年の市議会2月定例会に補正予算を提出して、早ければ同月から支給を始めるという形で、年内支給の5万円と来年支給の5万円は分割する形で支給を想定しているとしております。

発行するにも時間がかかる、利用が制限される、手間もかかる、クーポン給付だと、業者も現金化するのに時間がかかる。これでは何のためにクーポンを発行するのかということでもあります。政府の要綱などを待つことなく、真剣に検討すべきだと私は思っております。本市の考えを伺います。

○こども未来部長

委員のおっしゃるとおり、確かにクーポン給付だと手間がかかりますし、市民の利用とか職員の負担を考えると、仮に、クーポン給付と現金給付とどちらか自由に選べるのであれば、我々としても現金給付をしたいという気持ちはございます。

ただ、今の時点で、現金給付を表明している自治体が幾つかございますが、国からそういったことをしたときのペナルティーがあるのかどうかというのは、まだはっきりしない状況ですので、我々としては今、断言はできない状況でございます。

ですから、国の状況を見ますけれども、現金給付であれクーポン給付であれ、どちらでも対応できるように考えていきたいと思っております。

○酒井委員

ぜひ、よろしく願いいたしたいと思えます。

◎新年度予算に向けた保育士直接支援について

私から最後に、新年度予算に向けた保育士直接支援についてお伺いをいたします。

10月22日、令和3年度第2回小樽市子ども・子育て会議が行われました。ここで議題となったのが、保育士確保策が三つ目のところで報告されているわけでありまして。どのような報告だったのか、概要について御説明ください。

○（こども未来）子育て支援課長

会議では、道内他都市で実施されている保育士確保策を一覧にした資料を基に、各施策の実施内容、状況報告をさせていただきまして、それぞれの確保策に対しての考え方、効果の可能性などについて、委員の皆さんから参考意見を伺ったところでございます。

○酒井委員

保育士確保策比較検討一覧が資料として提出されたようであります。どのような内容だったのか、御説明願えますでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

主な確保策として一時金の支給、処遇改善、家賃の補助、奨学金返還の支援、この四つが他都市で主に行われておりますので、札幌市のほか、主に石狩管内など、近隣近郊都市で行われている確保策の支給条件ですとか、金額などの状況につきまして、一覧にした資料となっております。

○酒井委員

ここに出席された委員の方にお話を伺ったのですけれども、小樽市は何らかの処遇改善を行いたいといった趣旨の報告がされたと、私にお話しされました。その方はとても喜んだんですね。何をやるか分からないけれども、少なくとも一時金支給、処遇改善、奨学金返還など、他都市でやっているようなものを、どれかはやるのだろうなどというふうに捉えられたようであります。

しかし、その後、市に確認いたしますと、そのような発言はしていないということでありました。このことは当該委員の妄想だったということでしょうか。

○（こども未来）子育て支援課長

会議における委員の方からの意見としましては、小樽市は保育士確保策を用意して進めていくかという内容の御発言もございましたし、このほかにも、新規採用だけの補助は、既に働いている方との不公平感が生じるのではといった意見、今は保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っている方がほとんどですので、保育士だけを対象にすると、幼稚園から人材が流れてしまうので、市内の施設間で人材の奪い合いにならないような方法を望むといった、こういった意見もございました。

その中で、市では、保育士確保策は当然、喫緊の課題と考えておりますので、何らかのものは実施したいという考えではございますけれども、財政面のこともございますので、必ずできるという確約はできませんということで、会議の中ではお話しさせていただいたところです。

○酒井委員

一応は話されていたのですね。やはり保育士確保策は当然で、何らかは実施したい。ただ、そうはいつでも、できるかどうかは確約できないのは、それは当たり前のことなのですね。

それはよかったです。何らかを実施したいということが出てきたのは、すごく大きな前進だったと思います。

これから、新年度予算を組むに当たって、保育士確保策、先ほどのお話の中では、幼稚園のほうも対応できないかということもありましたけれども、いずれにしてもこうした確保策の中では、期待される効果や課題などもしっかり示されているわけでありまして、ぜひともこうした中から小樽市として最も効果的な対策を打てるように、検討していただきたいと思うのです。最後にそれを伺って、私からの質問を終わります。

○こども未来部長

委員がおっしゃるとおり、我々としても保育士確保というのは重要な問題と考えておりますし、何らかの支援策は実施したいという気持ちは十分ございます。ただやはり、財政面の制限があるとか、あとは子育ての支援に関し

ても、保育士確保だけではございませんので、そういったものをいろいろ比較しながら、優先度とかも考えた上で、総合的に判断していきたいと思っています。

それともう一つは、今回示した例は、他都市で行っているものというのは、ほとんど現金を支給するような仕組みです。こういうやり方だと、どうしても財政力のある都市にかなわなくなっていくという部分がございます。保育士確保策として、問題としてはもちろん賃金が低いのもありますけれども、職場環境の改善とかということもあります。前回の会議では四つほど事例を示しましたが、我々は現金支給ももちろんそうですが、それだけではなくて、ソフト面でも何か改善できる部分がないかも併せて今後も検討していきたいと思っております。

○小貫委員

◎小樽港高島漁港区の損害賠償について

高島の問題から行きたいと思っておりますけれども、代表質問でもやり取りがありまして、その中で顧問弁護士の意見も踏まえつつという市長の答弁がありました。まず顧問弁護士へどのように説明して照会し、どのような回答が来たのか、説明してください。

○(総務)浅井主幹

関係職員等からの事情聴取を踏まえ、これから申し上げることを理由に、前市長には故意または重大な過失があったとして、国家賠償法第1条第2項の規定による求償権を行使することは可能かどうか、市の顧問弁護士に見解を求めました。

平成28年5月9日以降、同月17日までに、前市長の後援会関係者である事業者オーナーから、高島漁港区で行おうとしている観光船事業の説明を受けた港湾室は、同日、前市長及び前副市長に対し、観光船事業について、否定的な見解を示したところ、前市長は分区条例上の不適格物件を例に出し、それとの整合性を持ち出した上で、公平・公正に取り扱うことを指示した。このことは、前市長がこの観光船事業が分区条例に違反することを承知の上で、ほかにも違反建築物があるなら、今回も違反になるとしても許可するようにとの黙示の意思表示をしたと言えるのではないかと。そのような思惑があったことは、港湾室が作成した事故報告書について、前市長がその記載内容から港湾室が示した否定的見解を削除するよう指示したことから伺えるものであり、また、一連の許認可について、議会で違法性を追及された際に、これまで原部で何らの議論をされていない、観光と水産業の連携の必要性を主張したことは、違法な観光船事業を正当化しようとする姿勢の表れであったといっても、過言ではないのではないかと。したがって、前市長は、一連の許認可が分区条例に違反することを承知していたにもかかわらず、港湾室が前市長の意向を酌んで一連の許認可を下すようにしむけたものであると考えられ、前市長が故意に違法な許認可に導いたものではないかと。

事情聴取の結果から、このような事実認定を行うことができるかどうかも含めまして、顧問弁護士に意見照会を行いました。

この照会に対する顧問弁護士の見解を概括的に申し上げますと、前市長に事業者の意向を酌んで本件観光船事業を推進する考えがあったと思われるものの、その政治的責任は別として、国家賠償法の求償権を行使するための法的責任については、不適法な処分を行った公務員に該当するか、故意または重過失が存在するかのいずれの点においても、これらを立証することは難しく、否定的に解されるため、求償権の行使は困難と思われるとの見解でありました。

その後、臨時会での各会派の討論を踏まえて、全国市長会の顧問弁護士に対しても求償権の行使について相談したところ、当該弁護士からは平成28年5月17日等の前市長の発言などから、許可をするようにとの指示があったと言えるということで、市の顧問弁護士とは異なる見解が示されましたが、前市長に故意または重大な過失があったかどうかについては、市側から提供された資料からは、そこまでの判断はつかないとのことでありました。

これらを踏まえまして、本年12月1日付で、市内の弁護士と業務委託契約を締結し、12月28日を期限として求償権の行使について、見解を求めているところでございます。

○小貫委員

港湾室が否定的な見解を示したら、ほかにもやっているところがあるではないかと。警察に一時停止を見つかったら、ほかにもやっている奴がいるではないかと。それはやはり成り立たない理由です。

それで、今、全国市長会の顧問弁護士に聞いたら、許可をするよう指示があったと言えるという見解が示された。ここの部分というのは、不適法な処分というか、そちらのほうとしては該当するのではないかと、そういう見解だったのか、その後で結局、重過失のほうについては云々かんぬんという答弁がありましたけれども、その見解はどういう意味だったのでしょうか。

○(総務)浅井主幹

求償権を行使するには二つの要件がございまして、公務員が不適当な処分を行ったかどうかという点と、あとそこに故意または重過失があったかどうかというこの2つの要件が必要になりますので、全国市長会の弁護士からは、まず1番目の不適当な処分を行った公務員には該当する。だけれども、故意または重大な過失があったというのは判断がつかない。そういうお答えでございました。

○小貫委員

そこで、きっかけとなった5月17日のことです。私は、この問題を平成29年第3回定例会でも取り上げているのですけれども、まず事実を少しずつ確認していきたいと思えます。

事業者オーナーが5月17日に港湾室に来庁しました。これは、何時のことで、このときの話の内容がどういう内容だったのか、説明してください。

○(産業港湾)港湾業務課長

平成28年5月17日について、事業者オーナーが来庁した時間についてですけれども、当時の港湾室の管理職員に確認をしたところ、詳細な時間については記憶にないということでしたけれども、午前中であったということでっております。

このときの話の内容につきましては、事業者からは、一つ目、陸域の事業計画の提示。二つ目、車止めのUフックを取り外す代わりに、市に係船環を設置してほしい旨の要望。三つ目として、陸域の構築物には基礎部分は設置しない意向であるという旨が示されまして、港湾室側からは車止めにつけたUフックを撤去するように指示した。二つ目、係船環を市が公共で設置する理由がない旨を示したものと確認をしております。

○小貫委員

港湾室としては、当時やはり突っぱねているのですよね。

それでその後、前市長に報告をしました。これは何時のことですか。

○(産業港湾)港湾業務課長

午後4時35分に入りまして、午後5時過ぎまでと確認をしております。

○小貫委員

この問題について、5月17日以前に前市長に報告したことはあったのですか。

○(産業港湾)港湾業務課長

5月17日が初めてですので、それ以前の説明はありません。

○小貫委員

この5月17日午前中のオーナーの来庁を受けて、当日、前市長に報告を決めた。こういうことでよろしいのですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

本件はそもそも前市長の後援会幹部が関わる案件でございましたので、政治的に慎重な判断が必要であって、前市長へは報告をしなければならぬと当時考えていたところですが、事業者が最初に港湾室に来た5月9日それから10日、11日、12日、そしてこの17日と、立て続けに事業の説明等に訪れたことを契機に、港湾室としては本件について許可することは難しいのだという考えを直ちに報告をしたほうがいいという判断で、その当日の夕方、急遽、前市長の元へ向かったものと伺っております。

○小貫委員

それで、そうはいつでも、朝いきなり報告があって、市長にいきなり時間を取ってくれというのは、相当難しいと思うのですが、この日の午後の前市長の行動は、どういう行動だったのですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

この日の前市長の行動については、申し訳ないですが押さえてございせんが、秘書課へのスケジュールにつきましては、通常、前の日までにプリントアウトしたものがあつたのですけれども、その記録を見ますと、手書きで当時の産業港湾部長を入れたという形跡を確認しております。市長が偶然、空いていたかどうかということとは分かりませんが、急遽スケジュールを入れてもらったということが伺っております。

○小貫委員

私は、先ほど平成29年第3回定例会で取り上げたと言つてはいたつたけれども、少し調べたら、そのときにたしか、今の建設部長と一緒に札幌に行つていたのですよね。その日の用事と夕方との用事の間、やはり今言つたように、緊急にかなり特別なパターンで時間を取つています。だから、前市長もそう応じたということは、相当、特殊な例として、前市長も受け止めたのだと判断できます。過去の答弁では、このことを踏まえて重要案件だということでした。

改めて、なぜ重要案件と当時判断したのか、お答えください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

先ほど答弁させていただきましたけれども、本件は前市長の後援会幹部が関わる案件でございましたので、政治的に慎重な判断が対応が必要であるとの判断から、重要案件に当たるとしたものと確認しております。

○小貫委員

それで、今までの答弁を聞いていますと、港湾室として許可は難しいと。

もう一つ、最初の質問で、顧問弁護士に対しては、港湾室として否定的な見解を持つて行ったということで、恐らく後援会幹部だということ、これはもう市長に説得してもらうしかないと思つたと思つて、そういう思いで港湾室は行ったのではないかと思つたのですけれども、どのような否定的な見解を持つて、案を持つて市長に報告しに行ったのか、もう少し詳しくお聞かせください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

今、お伺いの報告に際しまして、港湾室が事前に作成したペーパーが手元に残つておりまして、そのペーパーには、一つ目に港湾計画では、高島地区は水産ゾーンとして位置づけており、交流・レクリエーション機能の導入は好ましくない。二つ目として、袖護岸への係船環の取付けについては、本港内にマリナなど、多くの係留施設がありますので、公共で取り付ける理由がないことから断りたい。三つ目として、建築物の設置については、分区条例上の漁港区の規制に照らし、用途が漁業用施設ではない限り許可しないなどの記載がありまして、その内容に沿つて説明したことを確認しております。ですから、港湾室としては当初、許可することには否定的な見解を持つていたということが伺えると思つます。

○小貫委員

そうすると、今年の第1回臨時会での前市長の提案説明では、本市が分区条例の規定の解釈を誤り許可を行った

と、こういう提案説明をされているわけですね。ただ、今の説明を聞くと、港湾室としては分区条例の解釈を誤っていなかったということによいのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

分区条例上の解釈の部分で答弁いたしますと、建築確認申請書において分区条例上の漁港区としての許可条件に適合するかどうかは、建設部への港湾室の意見の具申によるところでございます。

当時、港湾室においては、先ほど申し上げましたとおり、当初用途が漁業用施設ではないので不適合と判断しておりましたけれども、数々のやり取りの中で、平成28年7月15日に事業者から提出された休憩棟、トイレ棟、シャワー棟の利用者につきまして、漁業関係者、船舶事業者を含む地域住民の割合と小樽を訪れる観光客の割合が6対4である旨の追加説明資料を受けまして、7月22日に分区条例上適合すると港湾室が判断したと確認をしております。

○小貫委員

数々のやり取りというところは、今言ってもそんなにないと思うので、これはどういうやり取りがあったのかというのを、後でお聞かせいただくことは可能ですか。今言えるのだったら、言ってください。

○(産業港湾) 港湾業務課長

後で御提示いたします。

○小貫委員

それで、6割が漁業関係者の利用だという事業計画書が出たという話ですけれども。今、港湾業務課長が6割の利用が漁業関係者だという計画が、現実的な計画だと、今、港湾業務課長がそれを見て思いますか。どうですか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

現実的にはこの割合はもとより、漁港区で観光船事業をやりたいのだという事前の相談があれば、その段階でお断りを現在ではしているとは思いますが。この地域住民と観光客の割合ということで申しますと、直ちに信じることはできない数字だなと思えますし、現在同様の事例があれば、もっと深掘りした形で、その根拠等についてさらに事業者から話を聞いたりして、実効性を見極める必要があるケースではないかと感じております。

○小貫委員

そうですね。

それで、先ほどの当時の5月17日当時の話に戻しますけれども、港湾室の案が前市長に通らなかった理由について、当時の関係職員にヒアリングをやっていると思いますが、これはどうして通らなかったのか、どのように聞いていますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

5月17日にした説明におきまして、前市長から不法係留について報告したにもかかわらず、是正するような指示も一切なくて、許可に関しましては、一つ目として行政側から一方的に駄目だというのではなくて、それに対する反発を生まないよう、事業者側の話を聞くことも必要ではないのか。

二つ目、地元関係者に迷惑がかからぬよう、また納得できるように協力する必要もあるのではないのか。

三つ目、既存の建築物で分区条例に違反している建築物、いわゆる不適格物件との整合性を図らねば事業者側に不公平感を与えるだけではないのか。

四つ目として、現状に合った分区の在り方に見直す必要があるのではないのかといった趣旨の前市長の発言がありまして、当時の港湾室としては、前市長の考えが事業者側に寄っているというふうを受け止めたことが、一因ではないかと思っております。

○小貫委員

事業者側に寄っていても、そうはいつでも公務員は全体の奉仕者ですから、そう簡単に、はい、そうですかと普

通は引き下がらないし、今、後段の部分というのは、完全に話のすり替えですから、全然理由にもならない部分であると思うのです。なぜそこで、この港湾室として、いや、駄目なものは駄目なのですかということが言えなかったのか、これはどのように聞いていますか。

○(産業港湾) 港湾業務課長

ヒアリングの中では、後援会関係者の案件でもありますし、これを説明した段階で事業者に寄った前市長の考えが示されたときに、許可するしかない、言わば諦めにも似た感覚があったというふうには聞いております。そういった雰囲気といいますか、空気感に包まれていたといいますか、そういう中にあったということは聞いておりません。

○(産業港湾) 港湾担当部長

今の港湾業務課長の答弁に少し補足をさせていただきたいと思うのですが、この担当者へのヒアリングにつきましては、私も直接入っております、この5月17日の会議に出た職員から、全て話を伺っております。

その中で、港湾室としては、最初はこういった一連の許可について、否定的、許可しない方向での説明をしたということですが、この会議の中で、まず港湾室からは無許可の船の状況の写真を見せて、前市長に対して、こういった状況になっていることも伝えたそうですが、その是正については特に話もなかった。

また、観光船のこういった事業については、先ほど港湾業務課長からも話がありましたけれども、他の不適格物件の例を出して、公平に扱うようにといった話があって、基本的にはこのときの空気感は分かりません。前市長がどのような口調でしゃべっていたのかということもあるかと思うのですが、港湾室のヒアリングでは、ほとんどの担当者が、この会議の前市長の話しっぷりを見て、この当時の港湾室の考え方は受け入れられないという認識に変わってしまったというところでございます。

それらのやり取りの中で、前市長がこのような形で言ったと記録として残っているものがありますけれども、その口調を含めて、港湾室側では諦めざるを得なかった空気感があったということは、皆さん等しく言われたところでございます。

○小貫委員

許可するしかないだとか、話しっぷりを見て認識が変わっただとかも、結局、港湾室の提案を前市長に理解していただくのが無理だということになったのだと思うのですが、なぜそこまで、この人に話をしても無理だというふうに思うに至ったのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾担当部長

港湾室が説明した中で、最終的に港湾室として許可をする方向で整理に入ったという、こういった決断を下したところですが、一つはその会議の中でのやりとりがあったと思いますし、今回の一件につきましては、平成28年5月からスタートしてございます。前市長は27年から就任されてございますけれども、27年度においても、これは議員の皆様も御承知のことと思いますが、参与の任用問題ですとか、または当時、除雪の関係で、いろいろと事務方と前市長が折り合いがつかない中で、議会でも大きな議論を呼んだ事案がございまして。こういったところも、当時の担当者の中で、そういった事例も考えつつ、これ以上言っても聞いてもらえないのかという思いに至ったところもあるというふうに聞いてございます。

○小貫委員

確かに除雪の問題はありました。

当時、港湾担当部長が担当だったと思うのですが、それは具体的に言えるものなのですか。どうなのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾担当部長

具体的に言えるものというお尋ねでした。これは、あくまで私の所感として答弁させていただきますけれども、

当時、やはりいろいろなことで前市長と考え方が合わず、説明をさせていただきましたが、再三、我々が資料を作り、言ってもなかなか聞いていただけずに、そのまま動いていく事案が結構ございました。こういったところで、当時私も、これ以上言っても聞いてもらえない部分も多分にあるのかと思ったことはございます。私が今こう思っていることと、当時港湾室がどう考えたかということは、詳しく分かりませんが、似たような受け止め方をされていたのではないかと考えてございます。

○小貫委員

そういう空気感があったと言うのですけれども、当時その場に同席していた建設部長は、どんな空気感だったのですか。

○建設部長

当時、私は、港湾室事業課長という立場で、私の立場からいたしますと、小樽港港湾計画にのっとってその高島漁港区がどういうゾーニングなのかという観点で、また、ある意味、維持管理という面で、現在設置している車止めに穴を開けることは、小樽港港湾計画上もやはり好ましくないと。我々に無断で車止めに穴を開けた。こういった観点から、関係法令上も我々事務方としては、そういった法令にのっとって、やはりこういうふうにすべきだということでお話しされていましたが、この件のみならず、除雪の件の地域割についても、これまでやってきたものも含めて、正しい方向ということで認識しておりましたので、我々としては、その当時、法令にのっとって、きちんと説明したつもりではございましたけれども、なかなか我々、事務方の意見が受け入れられなかったことが続きまして、そういう判断に至ったという経過ということで認識しています。

○小貫委員

建設部長は、その後、小樽港港湾計画を一時中断するということで、同じような目に遭うことになったのだと思うのですけれども、やはりこの件で、私は市民に対してどこまでこの事実が伝わっているのかということが、やはり重要だと思っていて、例えば損害賠償を払ったという記事が載りましたが、その後、市民からの何か問合せというのがあったのでしょうか。

○(総務)浅井主幹

まず、10月8日の判決の新聞報道を見た市民の方から、3件お電話をいただきまして、そのときは行政が違法な許可をするとはどうなっているのだというようなお叱りの言葉や、前市長から弁償してもらえといった声が寄せられておりました。

○小貫委員

ただ、今回というのはもう税金は払っていますけれども、市民の税金で損害賠償金を払っていますから、やはり一連のこの経過を、議会もそうですし、市民にしっかり公表するという手だてを取る必要があると考えるのですが、これについてはどのような見解を持っていますか。

○(総務)浅井主幹

現在、求償権を行使するかどうかを検討している段階ではございますけれども、その対応が決まった際には、どのような公表の仕方がいいのかも併せて検討していきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

弁護士への照会、先ほど聞きましたけれども、この高島の問題だけで、いろいろ意見を聞いているのですよね。ただ、重大な過失となったきっかけというのが、今の話を聞いていると、このことが起きる前から、やはり職員がもう萎縮してしまっていると。結局前市長にあらがえないということになっているということもしっかりと、許認可に至るまでの前市長と職員との関係も含めて、やはり判断が必要だと考えるのですよね。

また同時に、先ほどから言っているように、議会と市民に事実を明らかにしていくと。このことを求めます。

市道認定と交付税の関係については、少し交付税の関係があるから予算特別委員会でも思いましたけれども、関

係する資料を建設常任委員会に寄せていただくようにしまして、あとは建設常任委員会でやりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎学校図書館と市立図書館（点字図書館）の利用について

一般質問に沿って質問したいと思います。

まず、点字図書館の利用についてですけれども、令和2年度は市内及び道内の視覚障害のある方97名、他市の公立図書館等318団体が本市点字図書館に登録されていて、年間貸出し数も1万336タイトルということでしたけれども、市内、道内の利用者数はどのような内訳になっていますでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

まず、点字図書館の登録者数の内訳でございますけれども、市内が49名、道内48名となっております。

○秋元委員

それで、答弁の中にもありましたけれども、他都市からの利用登録もあるということでありましたが、逆に本市が他都市の点字図書館等に利用登録をされているような状況がありましたら、説明いただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

点字図書館に確認いたしましたけれども、本市が道外の点字図書館等に登録している数は把握していないということでございます。ただし、視覚障害者の方の点字図書等のネットワークでございますサピエ図書館には、道内23か所の点字図書館と道外410か所の施設、合計433か所のネットワークがございますので、こちらを通じて点字図書等のやり取りをしているというふうに聞いてございます。

○秋元委員

それで、点字図書館のボランティアの方々が朗読技術の研さんを日頃から重ねられて、何度も表彰を受けていることを紹介いただきました。視覚障害者支援に、日頃からボランティアという形で御尽力いただいていることに、改めて感謝をいたしているところでありますし、また、今後とも法の趣旨に基づいた活動をぜひお願いできればと思います。

現在、市内で活動されているボランティアの方は、何名いらっしゃいますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ボランティアの方の人数でございますけれども、11月末現在の人数でお答えいたしますと、朗読友の会のボランティアの方が73名、それから点訳友の会の方が14名いらっしゃると伺っております。

○秋元委員

大変たくさんの方が携わっていただいているということが分かりました。

これまで、ボランティアという形で、視覚障害者の支援に取り組んでこられた方の人数を今、お聞かせいただきましたけれども、これまでボランティアの方々から、課題ですとか、要望みたいなことを市に相談されていたようなことがあったのか。

また、今後のことを考えますと、人材育成という点で、市として何か考えはあるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

まず、ボランティアの方々からの御要望ですけれども、市には御要望という形では寄せられてはございません。課題につきましては、両方のボランティアの団体とも、年々会員数が減ってきているということと、会員の高齢化が見られるということが課題になっていると考えております。

これに対する人材育成が重要だとは考えてございますので、またそのボランティアの養成講座の普及啓発という周知ですね。SNSなどを活用した周知を図っていきたいと考えております。

○秋元委員

もし分かればでもいいのですけれども、これまでどのように人材育成に携わってきたのかということも、もし何かありましたら、お聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

点字図書館におきましては、今まで1年置きに交互に点訳のボランティア、それから朗読のボランティアの養成講座を開催していただいております。昨年はコロナ禍のため、その講座はできませんでしたが、今後は養成講座を受けていただく方を増やしていくというのは課題ではないかと考えております。

○秋元委員

今、課題ということでお話しいただきました。それでは、次に学校図書館のほうに移って行きたいと思うのですが、学校図書館で視覚障害者の方用に用意されている用具というのがありますが、この状況はどのようになっているのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

学校で用意しているというものではございませんが、児童・生徒個人が所有している、文字が拡大されて1行ごとに拡大されるといったような用具を使って、読書しているということで確認しております。

○秋元委員

現在は、個人の方が所有されている用具を使っているということなのですね。

それで、答弁の中でありましたけれども、教職員の方がサポートされているということでありましたが、対応する教職員の方々には、何か特別な指導ですとか、また障害者の方に対応できるような形のマニュアルみたいなものというのは、整備されているのですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

マニュアルというものではございませんが、文部科学省ですとか北海道教育委員会の指導資料を参考にいたしまして、その子その子の状況に応じたサポート内容を校内研修等で協議して、対応するというようなことを行っております。

○秋元委員

それで、今回、視覚障害の方に対応する、このような文字に触れるということではいろいろと調べさせていただいている中で、学校図書館の利用数も一定程度いるというふうにいるのですけれども、今回、インターネットなどで調べると、利用者の中にはディスレクシアという疾患を持った児童・生徒がいるということでした。

まず、ディスレクシアという疾患について、どのような疾患なのか、御説明いただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室曾我部主幹

ディスレクシアとはどのようなものかということではございますけれども、発達障害の一種でございます。脳機能の発達の障害から文字の読み書きに著しい困難さを持つ症状ということではございます。一般的には、文字の形や構成している部分を正しく認識できない。それから、幾つかの文字のつながりを単語として認識することが苦手といった困難さがあると言われてございます。

○秋元委員

それで、私もインターネットで調べた限りですけれども、実は私も子供の時分に、このディスレクシアという疾患かどうか分かりませんが、この疾患の状況がインターネットに載っておりまして、確認するとやはり、似たような症状の方が近くにおりまして、当時はそういう枠組みといたしますか、病名といたしますか、疾患の名前があったのかどうか分かりませんが、当時からそのような症状のような方がいたのではないかとというふうに考えております。

もしこれらのような、今紹介していただいたディスレクシアですか、このような疾患を持った方々、対象者に対して、何か支援の考え方というのがありますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

先ほどの御答弁と重なる部分がございますけれども、文部科学省、道教委の指導資料を参考に、このディスレクシアといったような子供の状況に応じたサポート内容を校内研修でやはり子供のためにということで、協議して対応していくことになっていくかと思われまます。

○秋元委員

先ほど、この疾患の説明をいただいたときにも伺ったのですけれども、発達障害の一つだということで、私が日頃からいろいろな相談を受ける中で、発達障害の子供の相談を受ける機会もあります。やはり分かりづらいと言いますか、保護者も当然関連する病院なり専門家なりに診てもらおうということが、なかなかできていなくて、いろいろと学習の遅れを感じる中で相談をいただくという形があるのです。

そのディスレクシアという症状を知る中で、もしかしたら現在の市内の児童・生徒の中にも、いるのかもしれないというふうに考えますと、この分からない中で、本当に苦労されている方がいるのかもしれないです。では、どういった対応が有効なのかと調べていくと、このような方々に対応する有効とされているマルチメディアデジター図書というのがあるそうなのですけれども、このマルチメディアデジター図書というのは、どういうものなのか説明いただけますか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

マルチメディアデジター図書でございますが、パソコンやタブレット端末などで、音声と一緒に文字や画像が表示され、読書ができる電子図書ということでございます。

○秋元委員

仮に、ディスレクシアというような疾患を持っている子供がいらっしゃった場合に、当然対応されていくということですが、もしそのマルチメディアデジター図書を導入するとした場合の費用は、どのぐらいかかるものなのか、何か参考になるようなものというのがありますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

いろいろ学校内での利用について調べましたところ、インターネット環境が整備されていれば、学校内では、無償で使えるというようなものもあるというようなことがございました。

○秋元委員

導入するに至っては、無償で導入することも可能であるというような答弁をいただいたと思いますけれども、万が一、今後、先ほど言った疾患のような症状がある子供には、ぜひ対応できるように今後考えていく必要があると思います。

今のお話の中では、マルチメディアデジター図書について、まだまだ導入に対する具体的な考えはないと思いますが、可能性としてはあるのかと思いますので、今後、導入も含めた考え方を、ぜひ議論していただければと思いますので、この点についてはいかがですか。

○(教育)学校教育支援室吉田主幹

ディスレクシアをお持ちの子供がいるような状況になりましたら、今後必要なものについては、予算の中で購入していくことになるのではないかとこのように考えております。

○秋元委員

◎不登校、ひきこもりについて

それでは、次の質問に移りますけれども、不登校についてです。令和元年度の調査から、1,000人当たりの不登校児童・生徒数は、全国全道比に比べて小樽市は多いという状況を今回の答弁でいただきましたけれども、この状況について、小樽市として、教育委員会として、どのように分析されていますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

令和元年度の国の調査結果において、1,000人当たりの不登校児童数の人数が多くなっていることにつきましては、小学校は主に無気力、不安、親子の関わり方、中学校は主に無気力、不安、友人関係などを要因とする不登校児童・生徒数が増加したことによるものと考えております。

○秋元委員

それで、今の結果を踏まえて、地域的な特性というのは、把握されているのかどうか、この辺はどうでしょうか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

地域的な特徴といいますか、不登校児童・生徒数の各小・中学校の人数につきましては、把握しております。

○秋元委員

学校別といいますか、不登校児童・生徒数を押さえているということで、ばらばらだと思えますけれども、例えば、多い、少ない、それによって何か対応を考えられるようなことというのはあるのですか。私たちがよくPTAで関わっていたときには、学力の問題などでもいろいろと地域差があるのではないかとこのようにことは話されていきました。不登校児童・生徒数の地域的な特徴を学校別で押さえているということで、これを公表することはできないと思えますけれども、そういう特徴を分かった上での対策といいますか、そういうことは考えられているのですか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

各小・中学校では、この実態をしっかり押さえていますので、スクールカウンセラーに相談をするなど、個々の要因に寄り添った対応を、それぞれ各学校ごとに実施しております。

○秋元委員

それで、今、お答えいただいたスクールカウンセラーについて、配置の状況についても伺いました。今、市内小・中学校に8名いらっしゃるということですが、具体的にどのように活動されているのか、活動内容をお聞かせいただけますか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

スクールカウンセラーの主な活動内容につきましては、まず児童・生徒から友人関係の悩みや家庭環境、担任の教員に関する相談、また、保護者や教職員からの不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の相談など、様々な相談に関わるカウンセリングを行っている状況でございます。

○秋元委員

それで、市内で8名ということでしたので、私が考えているより少ないと感じたのですけれども、ちなみに、そのスクールカウンセラーの方は1名につき最大、今、何名ぐらいの方々の悩みですとか、相談を担当しているような形ですか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

スクールカウンセラーの1日の相談件数につきましては、児童・生徒、保護者、教職員を含めまして、多いとき

に1日9件相談を行うこともございます。

○秋元委員

1日9件をお一人で対応されているということで、限られた時間の中で、本当に大変な仕事だと感じるのです。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが連携していくことというのは、今後非常に重要になってくると思いますが、このスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方々が、どのように連携されているのか、このことについても説明いただけますか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの連携につきましては、スクールカウンセラーが保護者や児童・生徒の相談を受けた際、その内容が、本人や家族との生活環境を調整する相談内容であった場合、スクールソーシャルワーカーをはじめ、福祉部局等とも情報共有、連携を図りながら対応しているところでございます。また、反対に、スクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカーからの情報提供を受けて相談等、対応するということもございます。

○秋元委員

スクールソーシャルワーカーについては、1名しかいないということで、不登校児童・生徒の人数を考えると大変な実務作業をされていると思うのですが、スクールソーシャルワーカーについて、配置に関する基準は、どのようになっていますか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

スクールソーシャルワーカーの配置基準につきましては、本市の配置基準はございませんが、北海道の予算を活用し、運用しているところでございます。

○秋元委員

増やすとすれば、予算が一番の課題なのだとということなのですね。

一般質問でも話しましたが、国では配置の充実という点を挙げていました。今後、市としてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員について、どのように考えているのか。配置について、もし、予算面以外での、課題などありましたらお聞かせいただけますか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

配置の課題につきましては、適切な人材の確保が課題になるかというふうに考えております。

○秋元委員

適切な人材の確保ということでした。ちなみにこれまでは、スクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーを確保する上で、どのように人材確保という観点で取り組んできたのか。もし、今、答えられましたらお聞かせいただけますか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの確保につきましては、やはり現場の不登校の増減、それから、内容の相談件数も含めて、その頻度に合わせて要望していたところでございます。

○秋元委員

それで、小樽市としては、アウトリーチ型支援を行ってきたと。その中で、登校できる児童・生徒の割合が増えているということでありましたけれども、登校できるようになった児童・生徒のそもそもの要因別の人数は調べていますか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

令和2年度につきまして御解答させていただきますと、学校に復帰した、または学校に復帰しつつある児童・生徒の数が26名でありました。これらの児童・生徒が不登校となった理由については、特に中学校では、学業不振が

多く、学校の勉強についていけないことを理由に不登校となり、その後、登校支援室に通うことで自分のペースで学習を進めることができまして、学習に対する自信を取り戻し、学校に復帰するケースが多くなっております。

また、家庭に関わる状況として、ゲームなどで昼夜逆転する生活となり、生活のリズムが乱れ、不登校になる児童・生徒が登校支援室に通うことで、規則正しい生活のリズムが整い、学校に復帰するケースもございます。

○秋元委員

不登校になる理由も本当に様々ありまして、お一人お一人に対応されていくというのも本当に大変なことだと思います。今、例えば中学校だと学業不振ですとか、また、小学校だったら、生活リズムの乱れなど、そういうような特徴を捕まえていくと、やはりアウトリーチ型支援で、効果的な取組もできていくのかとは思っているのですが、その辺についてはどうですか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

対応につきましては、学校はやはり常に保護者、児童・生徒から様々な要因を聞き取りまして、例えば、そのアウトリーチ型、家庭訪問型の支援につきましては、いつ、誰が訪問するのかなどとか、訪問した際の関わり方だとか、それから学習プリントを持っていく際には、その学習内容を、十分保護者、本人と相談した上で、個々に不登校の理由、状況などを十分に配慮し、対応していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

それで、この後、ひきこもりの話もしていくのですが、私もひきこもりの方の家族会ですとか、当事者会に何度か参加する中で、ひきこもりの当事者の方のお話を伺って、非常にショックを受けたのですが、その当事者の方は、小学校の時から不登校で、ひきこもりになったという方のお話だったのです。あることがきっかけで小学校を少し休みがちだったのです。そういう中で、友達とか教員が、プリントですとかお知らせを、家に持ってきてくれていたそうなのです。非常にありがたいことだと言うのですが、実はその方にとってみると、そのことが非常にプレッシャーになっていて、それから、ひきこもりになったという方がいたのです。

ある意味、善意でやられていることが、実は逆効果になっていたということが、私自身非常にショックでありました。そういうことを考えると、先ほど答弁いただいたとおり、やはり一人一人の状況をよく知った上で対応していくことというのは、本当にこれから大切になってくると思いますし、不登校の要因も、以前に増して、その理由は複雑化、また増えていっていると思いますので、ぜひ、先ほど答弁いただいたとおり、お一人お一人の話をよく聞く中で、あと御家族なども含めながら、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

不登校の要因についても先ほど伺いましたけれども、特にコロナ禍前後を比べると、コロナ禍前も後も、要因から考えると、家庭に起因する要因も多いのではないかと思いますし、改めて家庭の協力なくして問題解決も非常に難しいのではないかと感じるのですが、この点についてはどう考えますか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

家庭の協力につきましては、不登校児童・生徒への対応は保護者の理解、協力が必要不可欠でありまして、連携を密にし対応していくことが大変重要であるというふうに考えております。

○秋元委員

それで、家庭の協力を得るための今後の取組ということですが、この点についてはどうでしょうか。何か具体的に、取り組むような予定ですとか、考えはあるのでしょうか。

○(教育)学校教育支援室篠崎主幹

取り組む予定ではなく、もう既に取り組んでいる主な例をお伝えしたいというふうに思います。

例えば、一つ目、家庭環境を要因とする不登校児童・生徒に対しまして、学校とスクールカウンセラーが保護者と親身になって面談を重ね、生活の改善を促し、学校復帰に向けた家庭の生活習慣の助言をした結果、学校復帰することができたという事例や、もう1点、母子分離不安を要因とする不登校児童と、子離れに対して不安を持つ保

護者に対して、学校とスクールカウンセラーが保護者への丁寧なカウンセリングを重ね、児童の将来につきまして助言をしたところ、保護者が安心したということで、子供が学校復帰したというような事例がございます。

○秋元委員

本当に現場の教職員の皆様も最大限に努力されていて、本当に大変な思いの中で取り組んでいただいていると思いますし、また、今お話しいただいたように、さらに家庭の協力が得られれば、またもう少し違った形の結果も見出せるのかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、ひきこもりに移りたいと思います。

まず、令和2年ですか、「ゆったりスペース」を行っていたと思うのですが、それと、「ゆったりスペース」の運営方法はどうなっていたのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

居場所「ゆったりスペース」の運営方法につきましては、事業実施主体として保健所健康増進課が、昨年度の組織名になりますけれども、福祉部生活サポートセンターたるさぼ等の関係機関と連携して運営することとしていたものです。

○秋元委員

事業費は幾らだったのですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

事業費は、講師謝礼や教材費など4万6,000円です。

○秋元委員

昨年度、1回開催したということですが、まず参加者数の内訳と、どのように市民に対して周知されたのか、お聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

居場所「ゆったりスペース」につきましては委員おっしゃられるとおり、昨年度は1回開催したのみになっております。その際の参加者につきましては、当事者4名、それから、運営及び当日の情報提供者として保健所及び生活サポートセンターの職員3名が参加していたものです。

周知につきましては、主にチラシを配布するという取組を保健所を中心にしていたのですが、なかなかコロナ禍の中で、広く周知にはつながらなかったものというふうに聞いております。

○秋元委員

周知については、チラシ配布が中心なのですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

たるさぼ、保健所等の相談窓口でのチラシ配布と、市のホームページにも掲載はしていたのですが、中心としては当事者、関係者にチラシで周知と。広報おたるにも掲載しております。

○秋元委員

もう少しその周知については、工夫されていたほうがよかったのかと思うのですが、令和3年度は開催しなかったということなのですか、この理由とはどのような理由ですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

こちらの事業につきましては、令和3年度からひきこもりの支援を福祉部に集約する方針が決まっていたことから、当初から2年度単年の事業として、なお計画していたもので、今年度については開催しなかったものです。

○秋元委員

こういう支援は、継続支援が非常に重要だと思うのです。令和2年度に開催して、新型コロナウイルス感染症の関係で1回しか開催できなかったということですが、ここに参加される当事者のことを考えると、せっかく

そこで当事者の方が交流する中でいろいろな経験をされることがあるのです。それが単年度の事業というのが、全く理解できないといいますか、多分担当の方もこれまでの当事者会ですとか、NPOの方々からいろいろな意見を聞いてきたかと思うのですけれども、そうすると単年度事業という発想にならないのかというふうに思うのですが、もう一度少し答弁いただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

保健所が主体になって、この事業については行っていたものですが、先ほど御答弁したとおり、ひきこもりの支援を福祉部に集約するという方針が決まっていたことから、この事業に関しては単年度ということで計画をしていたものです。

あと、代替となる事業につきましては、福祉部に移管されることになりましたけれども、福祉部でもいろいろ相談に来られる方の御希望ですとか、ニーズですとかというところをつかみ切れていないという部分もあったことと、それから、市外のNPO法人が居場所づくり事業を展開していただいていたことから、令和3年度については、そちらへの支援を中心に行っていくものとしたことです。

○秋元委員

何かもう少し議論して、事業に取り組んだほうがいいのではないかと思うのです。

以前、NPOの方から意見を聞いたと思うのですけれども、「ゆったりスペース」を行う上で、意見というのは反映されたのですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

本会議でも御答弁していましたNPOから御意見いただいたというのが、令和2年度にこちらのサテライト事業を実施していく中で、いろいろお話をお伺いしたものであったということから、「ゆったりスペース」の運営に、この御意見を反映するという機会はなかったものです。

○秋元委員

それで、昨年、厚生労働省から、ひきこもり支援について3点推進するように通知があったということですが、原部・原課として通知を確認後、庁内ではどのような議論が行われたのか、議論が行われたようなことがありましたら、内容についてお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

委員が今おっしゃられた通知につきましては、令和2年10月27日付で厚生労働省から発出されました、ひきこもり支援施策の推進についてという通知になりますが、この中でひきこもりの相談窓口の明確化・周知、それから支援対象者の実態やニーズの把握、関係機関による支援等のための市町村プラットフォームの設置・運営ということで、3点について取り組むように、北海道を通じて通知をいただいたところです。

この通知を受けまして、部内で協議しまして、それぞれどのように取り組むかを議論したところですが、窓口につきましては、生活サポートセンターたるさぼとすること。それから、市町村プラットフォームについては、既存の会議体の活用が認められていましたことから、生活困窮者自立支援制度に基づく支援調整会議をこのプラットフォームとして、位置づけることなどの方針を定めたものです。

○秋元委員

それで、庁内外の関係機関により構成されている市町村プラットフォームとして位置づけているものがあるということで、ひきこもりの方に対して支援を進めているということだったのですけれども、ここでいう、そのひきこもりの方への支援の内容について、もう少し具体的にお聞かせいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

こちらの支援調整会議については、ひきこもりの方の相談に特化したものでございませぬけれども、生活困窮者自立支援制度の中で相談者からの御相談が多岐にわたる場合、関係する庁内外の各機関と連携して、支援計画等を

作成して、相談者への支援を進めていくものです。

ひきこもりの方の支援につきましては、世帯の状況ですとか、医療・介護の必要性などを聞き取りながら、関係する機関と連携、調整をしながら支援に当たっているところです。

○秋元委員

それで、ひきこもりの支援対象者の方の実態把握については、以前から要望してきていまして、例えば、市が行うアンケート調査を活用したほうがいいのではないかとか、あとは、小・中学校においてのアンケート調査、これも以前、教育委員会から協力することはできるという答弁いただいておりますし。あとは民生・児童委員の方々に協力をいただいて調査をするべきだということで、これは、平成26年に民生・児童委員の方に協力をいただいて調査しました。

その後、令和元年第2回定例会で、対象となる方の実態をしっかりと具体的に把握をして、支援につなげるべきだということで提案して、後日、民生・児童委員の方々から、なかなか協力はできないということでお話をいただいたのです。

ただ、令和2年第2回定例会でそのような話だったのですが、その後、同年9月に市が行った「しあわせな地域づくりのための市民アンケート」において、ひきこもりに関する調査も行われていたのですけれども、まず、このアンケート調査でひきこもりについて取り上げた経緯というのはどういうことなのか説明していただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

まず、このアンケート調査ですけれども、今年度策定しました小樽市地域福祉計画を策定するに当たりまして、地域の中での課題ですとか、そういったものを皆さん、地域の方、町内会、民生・児童委員、そういった方々からいろいろな項目でお伺いするために、アンケート調査を実施したものです。

○秋元委員

それは分かっているのです。そもそも、令和2年第2回定例会で実態把握をするように求めていたのですけれども、なかなか難しいということだったのですが、同じ年の9月に、この調査の中でひきこもりについて調査したその経緯というのはどういうものなのですかということなのですよ。

○(福祉保険)福祉総合相談室室長

令和2年9月に小樽市地域福祉計画を策定する中で、ひきこもりの方の存在についての把握を進めた経緯としては、ひきこもりも含めて生活する上でお困りの状況のある方、地域におけるそういった困り事を抱えた方を含めた課題をまず、把握した上で、どういった取組が地域福祉計画に必要かということを検討する上でのアンケート調査というふう聞いております。

○秋元委員

それはいいことですが、なぜその数か月で考え方が変わってしまうのか、少し理解できないのです。このアンケートでは、31人のひきこもりの方がいらっしゃるのではないかとということで、地域別、年代別に載っていましたが、まず、どういうふうに分析しているのか、その結果を庁内でどのように共有しているのか、また、活用しているのか、これについてお答えいただけますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室大口主幹

まず、アンケートの分析についてですけれども、こちらのアンケートにつきましては、先ほど申し上げたとおり町内会ですとか、民生・児童委員から御解答いただいたものを集約したものになっておりまして、それぞれが情報として把握しておられるものを集約したところです。個別具体の事例ということをお答えをいただいているものではないので、重複する部分ももちろんあるかと思いますが、多年代にわたってひきこもりの方が潜在的に各地域にいらっしゃるということをまず、改めて把握した形になっております。

庁内においては、策定した小樽市地域福祉計画ですとか、アンケート結果については共有しているところで、市

のホームページ等でも市民の皆様にお知らせしているところですが、先ほど申し上げたとおり、個別具体の数値ということではございませんので、具体的な活用には、現時点ではまだ至っておりません。

○秋元委員

いや、何かもったいないですよ。最後にほうに、市民の方のいろいろな意見がありましたよね。せっかく市民の方からアンケートを取っているのに、こういうものが活用されないというのが、少し信じられないですよ。予算もかけて、市民の方に協力いただいて、なぜそういうことになっているのか、少し理解できません。ぜひ、各関連する部局で、しっかり共有していただいて、ひきこもりの方々の支援に具体的に近づけてほしいのです。聞くだけ聞いている状況では、全くひきこもりの支援にはつながっていかないと思います。

最後に、まとめますけれども、まず、今後、実態調査されるのか。また、ニーズの把握はされていく考えがあるのか、それについてお聞かせいただきたい。

◎使用済紙おむつについて

あとは、もう1点、使用済紙おむつ、これ大事なところで、私、本会議で、使用済紙おむつの議論を進めてほしいというのは、環境問題もそうですけれども、市がそもそもゼロカーボンシティというのを掲げているのに、現在、具体的な議論が進んでいかないということが、少し納得、理解できないところで、いろいろと取組を進めている自治体もありますから、そういうところも参考に、将来的に小樽市として、環境負荷が非常に大きい使用済紙おむつについて議論していくお考えがあるのかどうか、この点について2点、伺って終わります。

○（福祉保険）福祉総合相談室大口主幹

今後の実態調査やニーズの把握につきましては、どのように取り組むことが効果的であるかということを念頭に置きながら、改めて実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

使用済紙おむつを含めたごみの減量化、再資源化は、本市が進める脱炭素と循環型社会の推進に向けて重要な課題であると認識しているところでございます。しかし、現時点においては再資源化施設が近隣にないということもありまして、物理的に導入が難しいものでありますことから、今後も引き続き、国や北海道の動向を注視していきながら、他都市の取組などを伺ってまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時6分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎第2次小樽市緑の基本計画の策定について

私からは、第2次小樽市緑の基本計画の策定について伺います。

本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来を控え、市民のライフスタイルが変化して、市民ニーズが多様化する。そうした大きな転換期を迎えている中で、緑の基本計画の策定ということで、その大きな変化を端的に表している

のが、現に第1次計画の中で、目標年次になっていた2020年度のときの人口見通しというのは、14万7,000人と設定されていました。現実には、それより2万人も少ない、そういう第1次の計画でありました。

そうした中で、第2次緑の基本計画の策定ということになりますけれども、まずは、前提として、ごく簡単で構いませんので、緑の基本計画とはどういうものなのか、説明をお願いします。

○(建設)日達主幹

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置と、主として都市計画区域において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために、市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であります。

この計画に定める事項については、都市緑地法第4条第2項に定められており、その内容は、緑地の具体的な目標水準を定める「緑地の保全及び緑化の目標」、基本理念・基本方針を基に取り組む主要施策を定める「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」、そして、具体的な整備や管理の方針、緑地の配置方針を示す「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」であります。

○佐々木委員

その第1次計画が、先ほども言いましたように2020年が目標年次だったということで、既に終了するということになっていますが、その目標水準の達成度について少し説明をお願いします。

○(建設)日達主幹

緑地の確保目標水準として、将来市街地に占める緑地面積は、令和2年の目標水準810ヘクタールに対し、平成10年の計画当初740ヘクタールから、令和2年の実績758ヘクタールと増加しております。その増加要因としては、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の整備や都市公園5か所の新規整備によるものです。

また、都市計画区域内に占める緑地面積は、令和2年の目標水準7,400ヘクタールに対し、平成10年の計画当初7,200ヘクタールから令和2年の実績7,139ヘクタールと減少しております。その減少要因としては、農業振興地域農用地区域の減少によるものです。都市公園等の整備目標についても、令和2年の目標水準280ヘクタールに対し、平成10年の計画当初210ヘクタールから令和2年の実績228ヘクタールと増加しております。その増加要因としては、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の整備や、都市公園5か所の新規整備によるものです。

なお、これら3項目については、目標水準の達成には至っておりません。

次に、都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準として、都市計画区域内人口1人当たりの都市公園の緑地の目標水準は、平成10年の計画当初8.2平方メートルから、令和2年の実績11.5平方メートルと目標水準12平方メートルを若干下回っておりますが、その要因としては、老朽化した遊具の優先的な整備によるものです。

都市公園等においては、平成10年の計画当初13.5平方メートルから令和2年の実績20.4平方メートルと、目標水準19平方メートルを達成している結果となっておりますが、その増加要因としては、目標水準の計画人口を14万7,000人として算出したものであり、実績においては11万1,634人と予想上回る人口減少によるものです。

○佐々木委員

数字を出して目標水準を示していただきました。こういう数値できちんと示すというのが大事なところなのだと思いますので、やはり緑の面積とか、量とかというだけではなくて、緑の質の問題があると思うのです。適切な伐採を行っているのか、伐木や下草、雑草処理など、そういう面などでも市民への影響等というのは評価されているのか。また、第1次の中で「都市緑化のめざす姿」も示されていました。その辺を市として、数字に現れない部分も含めて、どのように前計画を評価しているのか伺いたいと思います。

○(建設)日達主幹

伐木などの維持管理については、現計画では記載されておきませんが、これまでの街路樹など、市民ニーズがあ

る事項については、次期計画では都市公園の管理の方針などについて、今後、策定委員会において議論してまいります。

また、「都市緑化のめざす姿」の公共公益施設の緑化のうち、都市公園などでは、都市公園5か所の新規整備や、小樽市望洋サッカー・ラグビー場の整備を行っております。道路の緑化では、道路整備に合わせた植樹が実施されております。

○佐々木委員

そういう整備も、こうやって質的にも上げていくというお考えは分かりました。やはりそういう評価を受けて、第2次の基本計画のポイントとして、市が押さえていることや、検討を要すること、そういうのはどういうことを考えているのか説明をお願いします。

○(建設)日達主幹

次期計画においては、ヒートアイランド現象の緩和や、二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全や、町内会やボランティア団体などが主体となる公園等の美化活動における行政の支援などについては、緑の課題として抽出されております。「緑地の保全及び緑化の目標」「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」「都市公園の整備及び管理の方針」「その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」については、今後、策定委員会で議論してまいります。

○佐々木委員

11月6日に第1回第2次緑の基本計画市民懇談会が開催されたというふうにお聞きしています。そこでの議論について、御報告をいただきたいのですが、前回の策定作業でも市民からの御意見はいただくと、そういう内容が載っておりました。そのときと比較して、特徴的な意見とか、何かそういう違い等あったら報告をお願いします。

○(建設)日達主幹

第1回第2次小樽市緑の基本計画市民懇談会では、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4グループに分かれて討議及び発表をしていただきました。前回と単純比較はできませんが、特徴的な意見として、年齢層に応じた情報発信や地域ニーズに合わせた維持管理を図るなどの意見をいただいております。これらの意見については、今後、策定委員会で議論してまいります。

○佐々木委員

市民からの御意見、貴重なものだと思います。それに関して、前回の策定時には、小樽市都市計画マスタープラン策定時に、緑に関する設問を設けて、中学生のアンケート調査も実施しているようなのです。

今回は、子供たちの意見を反映する手法というのは、取っていただけののでしょうか。

○(建設)日達主幹

第7次小樽市総合計画において、未来を担う世代の意見、意向を把握するため、平成29年に開催された「おたる子ども会議」では、中学生24名が参加し、このグループワークで出された意見を参考として、緑の課題を抽出し、策定委員会で議論されております。

なお、今後、策定委員会において、中学校などへのアンケートが必要との意見が出された場合については、実施の検討をしてまいります。

○佐々木委員

ぜひ、皆さんが必要であればということをお願いいたしましたので、その際にはぜひ、中学生の意見も取り入れた形でいっていただければと思います。

やはり、もちろん策定の根拠として、そういう子供たち、あらゆる世代の意見は貴重なものだろうし、中学生の側から見ると自分たちもこういう市の施策の策定に、きちんと参画しているという意識を持ってもらうというのは、

将来の、未来を任せる小樽市民の育成のためにも非常に必要なものだと考えておりますので、ぜひ、そのようなことをできるだけやっていただく方向で検討いただければと思います。

それで、地域での活動、私も、緑に関わるボランティア活動を進める市民団体に加入をしています。そうした中で、実際に活動していてこの緑の基本計画に関わって、実際的なこういう要望というものを少しここで言わせていただいて、それを少しでも参考にもしていただきたいなと思って、何点か指摘をさせていただきたいと思います。

まず一つ目は、これは以前の質問で言わせていただいたのですが、具体的に老朽化の進む小樽公園、それから手宮公園の桜の木が以前お話ししたときよりもまたさらに、花の咲き具合等が非常に悪くなっている状況になっています。桜の木の更新等にやはり対応できる内容になってほしいと思っているのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○(建設)日達主幹

次期計画においては、都市公園の管理の方針を示すものであり、個別の更新等について記述する予定はしておりません。

○佐々木委員

いや、もちろん先ほどの中学生のところもそうだし、ここの公園、こうして草を刈ってほしいとか、ここの公園のトイレを直してほしいとかという話が個別のアンケートを取っても出てくるわけです。

だから、ここの桜の木のことこの言い方していますけれども、私が言っているのは、それをそのとおり載せろという趣旨ではなくて、この後の質問もそうですが、そういうことがきちんと、ここに載る基本計画ですから、抽象的な言葉や概略的な言葉になるのだらうけれども、市民が要望した具体的なものをきちんと包含したような表現をしてほしいという意味で言っています。それが、そんな具体的なことは載りませんというふうにぶった切られてしまうと、これから言う言葉が続かなくなってしまうので、その辺のところをこう、表現を少ししていただければと思います。

○建設部長

今の主幹の答弁に少し補足させていただきますけれども、基本的に小樽市緑の基本計画というのは、これからの緑関する方針を示すものでございます。ただ、一方で、これまでは緑が何%になったかというようなことを主眼に置いてやっていたのですけれども、今、市民のニーズといいますのは、公園の遊具をどうするのか、また、枯損している木をどうするのかということで苦情、要望が非常に多い状況の中で、やはりこういった観点も取り入れて、大まかな方針というのもこの基本計画に盛り込んでいかなければならないかと思っておりますので、ある程度、具体的なものは少し別にしまして、こういった小樽公園、手宮公園、それを含めて、市内全体の木をどうしていくかという方針は検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○佐々木委員

それであれば続けて、話しさせていただこうと思うのですけれども、各種関連団体との協働、パートナーシップについて文書化するということは、きっとできると思うのですが、実際の活動が伴わなければやはり、絵に描いた餅になってしまう。これはまた具体的な話になってしまうのですけれども、やはり、技術的な支援者の派遣だとか、市側から手を差し延べる活動を少しでも盛り込んでいける活動ができるような内容にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(建設)日達主幹

現計画においても、市民参加の体制づくりにおいて、公園愛護会への支援やフラワーマスターへの連携について記述しておりますが、各種機関団体との協働、パートナーシップについての緑の課題として抽出されておりますので、今後、策定委員会で議論してまいります。

○佐々木委員

最後のお願いになるのですが、やはりそういう際に、緑は市の管理するところだけにだけあるわけではないわけですね。民間をはじめ、道や国などの関わりが出てきます。私も、朝里川の河川敷に桜の木を植えていますが、あそこは道の管轄になっていますね。市が間に入って、そういう道なり、国になりと、積極的に橋渡しをしてというのを、この中にやはり明言しておいてほしいと思っています。

現状、本当に、建設部には、丁寧に橋渡し、対応していただいていますので、それをこの中に表現していただければと思っています。

○(建設)日達主幹

国道において実施されておりますボランティアサポートプログラムでは、実施団体、国及び市が協働して取り組んでいる事例であり、市が窓口役として調整等を行っております。今後も引き続き、他の道路管理者や河川管理者などとの調整が必要な場合については、窓口役として積極的に関わってまいります。

○面野委員

◎議案第13号公の施設の指定管理者の指定について

それでは、初めに、議案第13号公の施設の指定管理者の指定について伺わせていただきます。

まず、指定管理者の指定について、選定方法が公募ということで、お示しされているのですが、この公募に関する概要を、こういったことを手順を踏んで行っていくのかということの時系列でお示してください。

○(財政)契約管財課長

公募に関する概要ですが、指定管理者選考委員会において、選定方法及び募集要項等を決定した後、9月1日から公募を受付し、二つの団体から応募がありました。その後、指定管理者選考委員会におきまして審査を行い、指定管理者候補者を選定しましたので、今定例会に議案を提出させていただきました。

○面野委員

ちなみに、募集は9月1日からと今御答弁いただいたのですが、選定された日は、もし差し支えなければ、ホームページにはたしか11月18日にこちらの選定の記事が載っていたのですが、大体その多分直前ということになるのでしょうか。

○(財政)契約管財課長

11月1日に選考委員会からの選定結果通知を行っておりまして、11月18日に市のホームページに結果を公表させていただいております。

○面野委員

それでは、このとみおか児童館はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が新たに指定管理をされるということなのですが、こちらのとみおか児童館設置の総合福祉センターの2階部分には、現在、総連合町会の事務局が設置されております。

そこで、新たな指定管理者の運営によって、移設の話があるというふうに伺いました。まず、この総連合町会事務局の移転先、それから、費用についてどのように協議されているのか。一応、庁内でどういった協議されているのかと、あとは、総連合町会の事務局にどのようにアプローチというか、協議が進められているのか、その進捗状況をお示してください。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

まず、庁内の協議でございますが、我々福祉保険部、こども未来部、それから社会福祉協議会と話し合いを行いまして、移転先を総合福祉センター3階の母子相談センターの事務室を使用している部屋に移すことと協議をしております。

その費用については、福祉保険部の現行予算内で対応しようということで考えております。

総連合町会の事務局については、福祉保険部長、こども未来部長の両名で書面で通知してございます。

○面野委員

それでは、移転先が母子相談センターということになるのですが、移転先への引っ越し時期ですとか、あと、中身がすぐ使えるのかどうかということも含めて、改修が必要なかどうか、その辺のスケジュール感も含めて御説明をお願いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

移転に当たりまして、何が必要かということを経連合町会事務局と話をいたしまして、移転先の床とか壁の改修、それから電話・インターネット設備の移設ということが必要だということ把握してございます。

ただ、具体的なスケジュールについては、これからの話合いとなりますが今月中に総連合町会事務局と協議をしながら、年度内に移転できるよう調整をすることとしております。

○面野委員

それでは次に、その移転先の母子相談センターはこれまでどのような取組をされていたセンターなのか、御説明をお願いいたします。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

これはセンターとうたっておりますが、こういう機能をやっているということでございまして、具体的には独り親の方の相談業務、それから講習会などを行ってございます。

○面野委員

それでは次に、小樽市総合福祉センター条例の第3条第3項では、母子・父子福祉センターを設置するように定められておりますが、この第3条第3項で定められている、センターというのは、この母子相談センターという同様のもので間違いありませんか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

そういう機能をこの母子相談センターで行っているということでございます。

○面野委員

それでは、条例上、設置しなければいけないということで、事実上、総連合町会事務局がそちらに移転するとすると、母子相談センターの移転先は、どちらになるのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

母子相談センター機能の移転となりますが、もともとここに常駐している者がいないため、そこにあった荷物等を福祉センター内に移しまして、相談や講習会などがあれば、必要に応じて福祉センター内の会議室などを使用することとなっております。

○面野委員

それではもう1件。総合福祉センターの2階に事務局がある団体がございますけれども、小樽市老壮大学の事務局も今、とみおか児童館事務所に間借りするような形で設置されております。こちらについては、新たな指定管理者が運営を行う際、どのような対応になる予定ですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

老壮大学の事務局ですが、私が事務局長として事務局を担ってございます。来年度からは、この事務局は現在の福祉センターから、私の勤務先の市役所に移すこととなります。

○面野委員

それらの執務室の設置ですとか、人員配置など、その辺は庁内会議、合意は得られているのでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

来年度、新たに会計年度任用職員を配置するよう今、庁内で調整しているところでございます。

○面野委員

その会計年度任用職員というのは、今、主幹が業務をされている執務室で一緒にやられるというような考え方で
すか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

勤務先は私どもになりまして、実際は、老壮大学が行う教室のところに行って、準備や後片づけなどをやる予定
でございます。

○面野委員

今、教室のお話が出たのですが、現在、老壮大学のホームページにも開校期間ですとか、受付などが書いていて、
書道なども総合福祉センターが会場となっているのですけれども、これは、どちらでその教室が開催されているの
でしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

今年度の老壮大学の会場といたしましては、福祉センター、それから小樽市いなきたコミュニティセンターを会
場として使っております。

○面野委員

今回の新しい指定管理者が管理するフロアでも、この老壮大学の教室というのは、開催されているのですか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

今年度はそこで行っております。

○面野委員

それは、引き続き、継続して教室が開けるといような形になりますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

まだ、新しい指定管理者の方とお話をしていませんし、ただ、そこは指定管理者が管理するところでございます
ので、我々で自由に使えるとは思ってなく、今、どこでできるかの場所を含めて、検討している最中ございま
す。

○面野委員

それでは、そのほか、総合福祉センターの2階で移転や調整を行わなければならない執務室ですとか、団体とか
はいらっしゃいますか。

○(福祉保険)福祉総合相談室久保主幹

現時点ではございません。

○面野委員

それでは、公募を進める中で、参加を検討する業者は、現場の状況が把握できるような事前の情報開示というの
は、どういった形でやられているのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

公募告示の後、指定管理者公募説明会を8月6日に開催いたしまして、そのほか希望のあった事業者には直接、
現場の見学ということも対応いたしました。

○面野委員

いろいろ伺ってきたのですが、私に総連合町会から相談をいただきまして、先ほど選定の日時なども伺ったので
すが、何となく移設しなければいけないというムードは感じつつも、正式に移転先がどことか、今まで伺ってきた
費用の問題などが、なかなか示されなかったと。いつになったら、こういうことが分かってくるのか、少し教えて

もらえないだろうかという御相談からこういった質問をさせていただいたのです。そういう影響を受ける団体に情報共有だったりとか、今回で言うと移転しなければいけないというお願いだったり、協力をする要請だったりというのは正式に議決が済むまではできないというような形、ルールになっているのですか。

○(財政) 契約管財課長

指定管理者候補者の選定から議決をいただくまでの期間につきましては、あくまでも準備期間ということになってございます。本議案の議決後に、担当課が事業者へ指定結果の通知を行うとともに、指定管理者の指定について告示等を行います。その後、新年度の業務開始までに業務の円滑な移行に向け、担当課と新しい指定管理者、現在の指定管理者との間で、協議や調整を行うことになるものと考えております。

なお、現在の指定管理者と締結している基本協定書の中で、業務の引継ぎ等について定められております。

○面野委員

タイミングというのは、いろいろあると思うのですけれども、ただ先ほど、こども未来部長、それから福祉保険部長兩名から文書を総連合町会に送られていったこともあって、やはり協議は進められることだったり、情報が開示できることというのもあって、それをいち早くやっていたら、影響を受ける団体も割とスムーズにいろいろなことが把握できて動けるのかと思いますので、今後、きっと指定管理者が、いわゆる一般社団法人とか、社会福祉法人みたいな非営利団体から民間企業に委託ですとか、指定管理者というのが増えてくるのかというふうにも思いますので、そういった点、指定管理者の選定を行う時点で、今回のような後手後手といいますか、影響する団体が困惑しないような、そういったような進め方をしていただけるようお願いをしまして、次の質問に移していきたいと思えます。

◎医療機関へのサイバー攻撃について

次は、医療機関へのサイバー攻撃について伺ってきたいと思います。

徳島県内の町立病院では、サイバー攻撃を受けて全国的に今、注目が集められていると聞きます。世界的にも、医療機関へのサイバー攻撃は、2018年頃から増加率が高まって、さらにこのコロナ禍を狙った攻撃も増えているというふうにも聞き及んでいます。

今回の質問を通して、小樽市立病院の組織的な面だったり、職員の皆さんの個人的なセキュリティーリテラシーについて伺ってきたいと思います。

システムとかハード面については、セキュリティー上、表に開示するものではないと思えますので、本日の議論の中では取り扱わないことといたします。

まずは、院内でセキュリティー業務を行う職員の平均年齢は、どのようになっていますか。

○(病院) 医事課長

医療情報技師の資格を持つ医療事務職員2名が中心となりまして、業務を行っております。その職員の平均年齢は、32.5歳となっております。

○面野委員

ちなみに、その2名の方というか、役職のセクションというのは、異動がある部署になるのですか。

○(病院) 医事課長

医療事務職員になりますので、異動があったとしても一応病院内の事務という形になりますので、基本、異動はありません。

○面野委員

それでは、サイバー攻撃に関する脅威に関しては、どのように知見を向上させているのかお聞かせください。

○(病院) 医事課長

セキュリティー業務に従事する職員につきましては、独立行政法人である情報処理推進機構のホームページに、

様々なサイバー攻撃に関する情報が掲載されていますので、そちらで知識向上の目的も含めて、日々確認をしております。院内の職員につきましては、物理的及び人的対策を記載した情報セキュリティー対策マニュアルで注意喚起を行いまして、令和元年8月23日には小樽警察署及び北海道警察本部によるサイバーテロ講習会も行っております。

○面野委員

いろいろやられているということなのですが、私は冒頭で徳島県の町立病院のお話を少しさせていただいたのですけれども、多分こちらの病院も何もやっていなかったということはないかと思いますが、こういった事態になってしまっている。

今、市立病院で、私が冒頭で例示した町立病院のサイバー攻撃について、どのような情報を把握しているのか。差し支えない範囲というか、言える範囲でお聞かせいただければと思いますが、いかがですか。

○(病院) 医事課長

この徳島県の町立病院ですが、業務への影響という面で把握しております。それは、サイバー攻撃によりまして、電子カルテ閲覧ができなくなりまして、新規患者や救急患者の受入れが停止されて、お会計につきましても全面停止と。それで、災害レベルの事態になったと把握しております。

○面野委員

生命、健康を扱う病院へのそういった本当に極悪非道な犯罪だと思うのですが、私はこれをマスコミで知ったのですが、この事件に対する厚生労働省など関係機関からの注意喚起とか事務連絡などというのはあったのでしょうか。

○(病院) 医事課長

令和3年6月28日に厚生労働省の事務連絡で、医療機関を標的としたランサムウェアによるサイバー攻撃についての注意喚起がありました。この事件後、令和3年11月26日に事務連絡ですが、同じような再注意喚起がありましたので、把握しております。

○面野委員

この攻撃を受けた町立病院の職員の方がマスコミの取材に対して、まさかうちが攻撃の被害を受けるとは思わなかったというようなコメントをされておりました。

やはり、いつ、どの施設がこう狙われるのか分からない犯罪です。こういったほかの事例を基に、防止対策ですとか、職員のリテラシーの向上策ということも考えることも必要なかと思いますが、ここで市立病院は大丈夫ですかという御質問はしませんけれども、市立病院のセキュリティー対策、それからサイバー攻撃対策に対する今後の意気込みについて確認して、この質問を終わりたいと思います。

○(病院) 医事課長

前提としまして、電子カルテシステムはインターネットには接続しておらず、独立したサーバーで運用はしているのですが、令和3年11月26日の厚生労働省の事務連絡の中に、サイバー攻撃は電子カルテのベンダーが行うリモート接続のときに起こる可能性もあるという記載がございましたので、今後は、ベンダー側とも来年5月に実施する病院情報システム更新に合わせまして、サイバー攻撃に対する防止策について十分協議していく所存です。

また、このサイバー攻撃について十分な知識を備え、かつ、その知識をうまく活用できるよう、情報処理推進機構が主催する国家試験となる情報セキュリティマネジメント試験があるのですが、その資格取得につきましても積極的に行っていこうと考えております。

○面野委員

今、やはりこのコロナ禍の影響によってZoomでのオンライン会議ですとか、あとUSBでデータのやり取りなど当たり前で我々がやっている中にも、そういった何か犯罪が潜んでいるということも伺っておりますので、やはり

この専門職の方だけではなくて、院内の方、職員の方が業務でどういうふうにパソコンを触ったり、ネットをつないだりしているのか分かりませんが、やはり、セキュリティーが関係ないセクションの方のリテラシーの向上も大切なのかと思いますので、その辺も含めてこれからもセキュリティー対策を取り組んでいただきたいと思います。

◎町内会について

それから次に、町内会についてです。

総連合町会では、小樽市に対して四つの要望を提出しているというふうに伺っております。本日は、その要望に対する回答について伺いまして、また私の質問のときに、一つ一つのテーマを深掘りさせていただきたいと思っております。

まず、町内会が行う、河川清掃における河川管理者との連携についてというテーマで、要望が一つ出されていると思うのですが、こちらの要望内容と小樽市の考え方について御説明をお願いいたします。

○（建設）用地管理課長

まず町内会が行う河川清掃における河川管理者との連携について総連合町会から提出された要望書の内容についてですけれども、町内会が自主的に行っている河川清掃につきまして、近年従事者の高齢化も進み、危険な作業も伴うことから、河川清掃を中止する町内会が出てきているため、河川管理者と近隣町内会が河川清掃の進め方について定期的に話し合える場を設けて、協働で実施する仕組みづくりをしてほしいという要望でございました。

それに対する市の回答内容ですけれども、市の河川管理を行う部署以外にも、北海道が管理する河川もございますので、どのような進め方がいいのかということを経連合町会と協議しながら対応させていただきたいという回答をしているところでございます。

○面野委員

では、残り三つあるのですが、二つ目が自主防災組織の結成の拡大について、こちらは提言なのです。三つ目が、指定避難所の開錠等の人員配置について、最後に、町内会活動の担い手不足などの課題克服に向けた取組について、少し答弁が長くなってしまうかもしれませんが、この3点の御説明をいただければと思います。

○（総務）災害対策室瀬川主幹

それでは、私からは自主防災組織結成の拡大と、指定避難所の開錠等の人員配置についてお答えさせていただきます。

まず、自主防災組織結成の拡大の提言書の内容につきましては、市が結成を促しております自主防災組織の結成について、町内会が取り組みやすいよう、結成までを段階的に可視化できるような工程表を作成することで、自主防災組織の結成を検討する町内会が増えることが考えられる。このようなことから、分かりやすい工程表の作成をしてはどうかというような御提言をいただいております。

市としましては、結成に向けて検討していただける町内会が増えることは大変ありがたいことと考えておりますので、この回答としては、自主防災組織の結成は、防災施策等にも非常に重要なものと承知しており、一方で、市内での高齢化がますます進むことに伴う災害時の避難、要支援者等の課題もありますので、その点も含めて対応していきますとお答えしております。

次に、指定避難所の開錠等の人員配置についての要望内容につきましては、市では指定避難所の開錠については、まずは開設職員に指定されている市職員が開錠することとなっておりますが、地域によっては避難所から離れた場所に開設職員がいるため、避難者が避難してきても利用できるのかと心配する地域もあります。管理上の問題もありますが、避難所の開錠などの業務をできるだけ町内会が担えるような仕組みづくりについて検討をお願いしたいとの御要望をいただいております。

市としましては、協力要望に対する感謝の気持ちを述べるとともに、町内会へは今後どのような形で協力してい

ただけるか等を含めて対応していきますという回答をさせていただいております。

○(生活環境) 小山主幹

生活環境部生活安全課といたしましては、町内会活動の担い手不足などの課題克服に向けての取組ということで、御要望をいただきました。内容といたしましては、町内会の役員などの町内会活動に必要な担い手不足が大変大きな課題となっているということです。また、町内会の活動支援という問題もございます。

このような方へは、町内会単体ではなかなか解決することが難しいということで、このような問題に対して市が先導役となって、地域で活動する団体も含めて意見交換会の場合などをつくっていただきたいという要望がございました。

こちらについての生活環境部としての回答ですけれども、市としても町内会の状況を十分理解しておりますので、地域で活動する団体、民生・児童委員、消防団等も入って意見交換をする場をつくっていききたいというふうには考えておりますが、まずはそれら団体を所管する市の担当課と、総連合町会事務局が事務レベルで協議を進める場をつくって行って、その後どのようなことができるかなど考えていきたいというふうに回答させていただきました。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○山田委員

◎指定管理者について

それでは、今定例会に議案第11号公の施設の指定管理者の指定についての議案が出されております。この指定管理者の運営等について、何点かお尋ねいたします。

初めに、小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センターの指定管理については、利用料金制となっていると聞いていますが、この利用料金制についての概要を説明してください。

○(生活環境) 小山主幹

市民会館ほか2館の利用料金についてですが、ホールや各会議室の使用料のほか、附属設備や備品の料金などは、各施設の条例、規則の中で市長が定めており、この範囲の中で指定管理者が料金を決めて貸し出すことにより、収入を得ております。これらの収入は、全て指定管理者の収入となりますが、市が指定管理者に払う管理料は、指定管理者が得るだろう収入を勘案して算出しております。

○山田委員

それでは、次に市がこの指定管理者が施設の適正な運営管理ができているかどうか。どのように把握しているのか。

それと、施設の運営に問題が生じた場合、市は聞き取り調査や指導、具体的にどのような対応をするのか、一般論でいいですからお聞かせください。

○(生活環境) 小山主幹

まず最初の御質問ですけれども、施設の適正な運営管理ができているかどうかということですが、指定管理者からは、毎月書面による報告を受けておりますので、生活環境部としてその内容を確認しているほか、必要に応じて施設の現場確認を行っております。これらによって、施設の管理運営を把握しているところでございます。

次に、二つ目の御質問ですけれども、施設の運営に問題が生じた場合のことですが、生じる問題にもよりますけ

れども、施設や設備の故障であれば、基本的に指定管理者が対応する形になります。ただ、利用者の安全に関わる緊急的なものであれば、市に速やかに連絡してもらいまして、市と指定管理者が連携して解決に向けるように対応しております。

なお、運営管理上の問題が生じた場合は、適正な運営管理を図られるよう、その都度、法や協定に基づきまして必要な調査や指導を行うことがありますけれども、あくまでも市が対応できる範囲は地方自治法により当該の管理業務、または経理の状況に限られるということになっております。

○山田委員

今、現場の確認ということもありました。いろいろその状況に応じた対応をするということも分かりました。

それでは、一般論で構いませんが、これに関して例えば、施設の運営に問題が生じて、運営ができなくなった場合は、罰則や処分、それから指定管理を取り外すなどのことは考えているのか、その点をお聞かせください。

○(生活環境) 小山主幹

こちらの罰則、取消しなどの問題につきましては、内容によって判断しなければなりませんので、一概に全部が取消しになるとかという形にはなりませんので、ケース・バイ・ケースで判断する形になると思います。

○山田委員

もう少しお聞きしたいのですが、そういうことも、こういう運営に関しては、あるのか、ないのか。状況に応じてすると思いますが、そういうことも考えられるということでもいいですね。

○(生活環境) 小山主幹

これまで指定管理者の対応させていただいておりますけれども、皆さん適正に対応させていただいておりますので、罰則とかというような問題はございませんでした。

○山田委員

今までの話ですからね、それはそれで分かりましたが、私としてはそういうこともあるのかと思っています。

それでは、具体的な事例をお聞きいたします。

市民会館などで利用者への貸出しとして、プロジェクターを備品として所有していますが、何台ぐらい貸し出ししているのか。併せて施設利用者が市所有のプロジェクターよりも、もっと高性能なものを希望する場合がありますと思いますが、その場合は、どのように対応しているのか、その2点をお聞かせください。

○(生活環境) 小山主幹

最初の御質問ですけれども、市民会館には市所有のプロジェクターが1台ありまして、料金は1回3,000円としております。

また、2問目の質問ですけれども、施設利用者が市所有のプロジェクターよりも、もっと高性能なものを御希望する場合がありますと思いますが、そういった場合は、基本的に施設の利用者に独自で調達してもらうこととなります。プロジェクターについては、指定管理者を受託している業者において、独自に大型のプロジェクターを所有しているということで、利用者の希望があればレンタルしているというふう聞いております。

○山田委員

そういう貸出しについては、現在のところ、施設管理者からの紹介によるレンタルということで分かりました。制度上は問題ないということよろしいですね。

○(生活環境) 小山主幹

施設の利用者が独自に調達した先が指定管理者を受託する事業者であった場合に、市の条例規則に基づく使用料が適用されるものではございませんので、指定管理上は問題がないというふうに判断しております。

○山田委員

こういうプロジェクターだとか、備品に関して例を話しましたが、この指定管理者が利用者に、市が使用してい

る機器の性能や、貸出し料金についてきちんと説明しているのか。

例えば、この指定管理者が自社の所有物を優先して貸し出しているのではないかという声も聞いているわけです。利用者が、市の所有物ではなく、自ら都合をつけて調達しているものだと理解しているのか。市としては、どのようにこれを認識しているのかお聞かせください。

○(生活環境) 小山主幹

指定管理者からは、施設利用に当たってプロジェクターの利用の希望があった場合は、施設で貸し出ししている機器の性能や、料金などについて説明して、その機器の機能で足りない場合は、先ほども申し上げましたが、利用者に独自で調達してもらうということもあります。

また、関連会社で所有する高機能の機器を紹介して、あくまでも先方の希望に応じた対応をさせていただいておりますというふうに確認しておりますので、市といたしましては、指定管理者においては適切に説明し、施設利用者の理解の下で対応しているというふうに認識しております。

○山田委員

一般の利用者の部分は、それでいいと思うのですよ。ただ、その施設の中での業者と利用者、職員、そういうところからもきちんとお話しされていないのかという声も聞いているわけなのです。私は、この誤解を招くような取扱いを改めたほうがいいと思うのです。

それで、利用者のニーズがあれば、例えば、市の貸出し用の備品を更新したり、必要な種類の機材をそろえたりする。先ほどはレンタルということもありましたけれども、そういうことも必要ではないかと私は考えているのですが、いかがでしょうか。

○(生活環境) 小山主幹

委員から今、御指摘いただきましたように、市としても古い機器がありますので、必要に応じて更新を行わなければならないということは認識しておりますけれども、予算の関係もありまして、そろえられても一般的な機器になるものと思っております。そういったことで、高性能なものは、なかなか難しいというふうに考えております。

まずは、指定管理者を通じて、利用者のニーズなどを確認してまいりたいというふうに考えております。

○山田委員

最後に少しお聞きしますが、こういう事業者との運営や収支に関して、協定書があると思います。こういうような協定書の中にも書いているとは思いますが、例えば、市のこの管理の在り方で、地方自治法第244条の2第10項を読んでいただけますか。

○(生活環境) 小山主幹

地方自治法第244条の2第10項ですが、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と書かれております。

○山田委員

今言われたように、指定管理者に公の施設の運営管理を任されているのですよね。この高い法令遵守意識が求められています。先ほど言った誤解だとか、そういう職員のところのそういうことも、情報管理、市は公平公正かつ適正な業務執行が行われているのか、常にチェックしなければならないと考えています。それについての、最後、見解を求めて質問を終わります。

○(生活環境) 小山主幹

今お話ししました小樽市民会館、小樽市公会堂、小樽市民センターは、多くの市民の方々に御利用いただいております施設でございまして、これらの公共施設の管理運営を受託する指定管理者にも当然、市同様の高い倫理観と遵法意識が求められるものと考えております。

市といたしましても、今申し上げましたとおり、地方自治法で当該の管理の業務に限られますけれども、業務または経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることができるかと定めておりますので、今後とも、施設が適正に運営管理されていることを、市としてもきちんと把握し、問題や支障が生じた場合には、その都度、法や協定に基づきまして、必要な調査や指導等を行うことで、市民の方に安心して施設を御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○須貝委員

まず、一般質問からの流れでということでお話しさせていただきます。

◎ケアレスミス・管理ミスによる損失について

まず、ワクチンのケアレスミス、管理ミスによる損失ということで、答弁で本市において状況を確認しました。5件で7バイアルと、全国の状況に比べて、損失が極めて軽微であって、改めて私も進言したり、注意を喚起した甲斐があったなと思うところであります。そして、またこれは、VRSの誤入力の修正作業の件も同様に思っております。

ただし、全国的な状況も踏まえて、この場でリマインドといえますか、一石を投じたいと思って、少しお話をさせていただきますと思います。

もちろんこの新型コロナワクチンに関しては、一番重要なことは国民の生命を守ることであって、これに勝るものはないと思います。

しかしながら、一方でこの新型コロナウイルス感染症は今回指定感染症であって、治療にあつては公費で賄われております。私は、この部分、国費、税金であるというところのコストの意識の希薄が、少し感じられるなと思っています。

ここで少しお答えにくいかもしれませんが、全体像を把握する上で、今、主に日本ではファイザー社のコミナティと、それからモデルナ社のCOVID-19のワクチンですが、ワクチンにかかる全体的な規模というのは把握されていますでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

現在、公表されておりませんので、把握はしておりません。

○須貝委員

これは薬価基準も未所載ですし、それからいろいろ調べますと、契約上の守秘義務があつて、日本国としても公表はしていないということです。

ただ、アメリカの例を参考に、幾らぐらいなのだろうということを推測できるということがインターネットにも出ています。契約ですから、この金額が当てはまるかどうかは別ですけども、一人につき1回2,500円から4,000円くらいであろうというようなことが書かれています。これで計算いたしますと、仮に、1回お一人2,000円として、2回で3,200億円、これをあと追加でやりますから、3回で4,800億円。これが4,000円というふうに試算をすると、3回投与で約1兆円に近いお金になるということで、非常に大きな金額になると私も思っています。御存じだと思いますけれども、いま日本で1年間の薬剤費が約10兆円と言われておりますので、それから類推しても非常に大きな金額であることがお分かりだと思います。

これらに対して、国や道から経済的な観点からの指導というのはあるのでしょうか。

○小樽市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部運営班長

御質問いただきました経済的な観点からの通知はありません。これまでは、新型コロナワクチンに関しまして、国や北海道からは、事故防止や間違い防止に関する各種通知はございましたけれども、経済的な観点からの通知はございません。

○須貝委員

今回、小樽市においては、非常に本当に高い危機意識をもって対応いただきましたので、今後とも医療関係者、それから保健関係者の方の中で高いコスト意識を持っていただいて、そして、合わせてミス事例とか、情報収集、情報の共有化をぜひともお願いしたいと。周りでもVRSの修正作業で、外部業者に委託をして、不要であろう、防ぐことができるであろう事務経費が、またかさんでいるケースもあります。こんなことも含めて、ぜひ今後ともしっかりとコスト意識をお願いしたいということで、この質問を終わります。よろしくお願いたします。

◎第三者認証制度について

第三者認証制度についてお聞きします。

第2回定例会の予算特別委員会で、私からも小樽基準、小樽モデルを提唱して議論したところ、市から北海道の第三者認証を活用したいとの答弁がありまして、その後、札幌市を中心とした飲食店で大きく普及していると認識しています。この第三者認証というのは簡単に言うと、感染対策が十分に取られている飲食店に対して、北海道がお墨つきを与える制度と理解していますけれども、ここで少しこの制度についてお聞きしたいと思います。

まず、この制度の概要について少しお聞かせください。

○(産業港湾)商業労政課長

飲食店における感染防止対策の認証制度、いわゆる第三者認証制度ですけれども、北海道が実施している事業でございまして、感染防止対策に必要な事項について取組状況を把握して、対策が実施されている場合に認証をするといった制度となります。

認証店舗には、認証書が交付されると。小樽市内の店舗の申請受付は10月15日から開始をしているということになります。

○須貝委員

それでは、この認証の基準というのがあると思うのですが、これについてお聞かせください。

○(産業港湾)商業労政課長

認証の基準といたしましては、来店者の感染症予防や従業員の感染症予防についてなど、19項目の必須項目と、順番待ちなどで列ができる場合に、来店者同士の距離を確保するための誘導や表示を行うことですか、エレベーターの人数制限を行うことなど、9項目の推奨項目というものがございまして、そのように分かれております。

○須貝委員

それでは、小樽市の申請状況と認証店の店舗数をお聞かせいただけますか。

○(産業港湾)商業労政課長

現在の市内分の申請件数は、約200件と聞いております。

また、認証につきましては、12月8日の公表で162店舗が認証されております。

○須貝委員

申請から調査までに要する日数は、どれくらいでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

こちらは北海道によりますと、申請から約1週間以内で訪問日時等についてのアポ取り、連絡を終わらせているといった状況になります。

また、実際の現地の調査につきましては、全道全体を見ているということもありますので、ある程度地域をまとめて調査に行く聞いております。

○須貝委員

これは道の事業ですけれども、小樽市としてこの事業にどのように関わって、役割というのはどのように考えていますか。

○(産業港湾)商業労政課長

本市の役割といたしましては、第三者認証制度の周知と、この認証となった店舗をホームページで公表するということになっております。

○須貝委員

ここでいう第三者という方が、調査に入るわけですけれども、この第三者とはどのような方ですか。

○(産業港湾)商業労政課長

以前の感染防止の取組ということでは、自分で対策をするということでしたけれども、この第三者認証制度では、先ほど御説明した基準を設けまして、その基準を満たしているかということについて、当事者以外の第三者である北海道が調査を実施するというものになっております。

○須貝委員

今、北海道がおっしゃいましたけれども、ここ少し重要なのでお聞きしますが、道がということは道の職員ですか。それ以外の方も第三者ありますか。

○(産業港湾)商業労政課長

こちらは、申請もそうですけれども、道が委託をして行っているということで、申請また現地調査から認証まで委託で行っているということでございます。

○須貝委員

それで、先ほど200件申請して162件の認証と、今おっしゃっていましたが、申請をして調査をしていただいた結果、要指導や未承認のケースは実際ありますか。

○(産業港湾)商業労政課長

要指導ですとか、未許可ということですが、北海道によりますと、現地調査の際に必須項目の基準を満たしていない場合には、当然そこでは認証店になれません。ですけれども、調査員がアドバイスをいたしますので、店舗は対策を実施した上で再度調査を受けるというケースがあるということで聞いております。

○須貝委員

私もこの必須19項目、それから推奨9項目を拝見しまして、必須項目は19項目全て満たされていることが条件であるというお話でしたが、個々に見ると本当にこれは満たされているのかな。中には例えば換気の問題などは、構造上、地下にある店舗とか難しい問題もあると拝見しているのですけれども、お答えにくいかもしれませんが、この19項目全て満たしているという理解でよろしいのですか。

○(産業港湾)商業労政課長

北海道では、必須項目が満たされた場合に認証店としているものと考えております。

○須貝委員

当初、札幌市の緊急事態宣言が解除されて、これを条件に営業時間の時短を解除するとなったときに、新聞報道もされましたけれども、ここの基準が少し曖昧で、極端な話で言えば、隣の店舗から借りてきて検査に備えるとかいうようなことも新聞に一部出ていましたが、そういうケースはないのかと非常に心配なところもあります。

それで、やはり重要なことは、この制度がせっかくできたわけですから、この制度によって、お店の方々が安心して営業していただける。それからお客さんも安心して行けるという店に対するお墨つきですので、厳格な基準とか、やはりこの質の担保を私は求めたいと思うのですけれどもいかがですか。

○(産業港湾)商業労政課長

委員のおっしゃいますとおり、認証店舗というようなお墨つきを与えるということになります。これまでも緊急事態宣言などの際に、後志総合振興局と連携いたしまして、店舗の営業確認、見回りなども一緒に実施をしてきておりますので、委員からの御意見も伝えてまいりたいと思います。

○須貝委員

やはり少し基準に関して心配の声とか、それから危惧する声が出ています。なので、これは北海道の事業ではあるのですが、ぜひ小樽市として議会でもこういう話もあったと。それから、これ賛同している店舗からのそういう心配の声も、危惧の声も出ているのだということを機会を見つけて、ぜひ北海道に進言していただきたいと思えますけれども、もう一度答弁いただけますか。

○(産業港湾) 商業労政課長

委員のおっしゃいますとおり、第三者認証制度でもまたお話しすることがありますので、そういったところで伝えてまいりたいと思います。

◎部活動合同チームについて

それでは、質問を変えます。

次は、部活動合同チームの件で質問をさせていただきたいと思います。

それで、本市の中学校の部活の状況をまとめていただきました。実は、改めて人数の少ない学校に通う生徒に不自由な思いをさせているかもしれないと思って、随分考えさせられました。

例えば、忍路中学校は、運動系の部活動が一つ、バドミントン部だけです。それから文化部も一つしかない。それから次に少ない望洋台中学校でも、運動部が男女合わせて四つ、うち合同のチームが一つと、文科系一つというところであります。

それで、合同チームとは別なのですが、これらの学校の生徒が、例えば野球をやりたいとか、バレーをやりたいと言ったときに、他校のチームに参加することは可能ですか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

自校の学校に希望する部活動がない生徒が、他校のチームの練習に参加することにつきましては、本市においては、そのような仕組みはございませんので、指定校変更の制度の中で対応させていただいているところでございます。

○須貝委員

指定校変更というお話がありましたので、少し先に進みますけれども、私の質問の答弁をいただいた中で、まず、この合同チームの話ですが、校長が学校間で合意をして、大会前に申請するというようなお話がありました。これは、あくまでも中体連に出るということが前提でのお話だったと思うのですけれども、やはりこのタイミングでも私は少し遅いのかと思っています。

まさしく今ですよ、来年の4月に入学するとしたら今のこの段階で、進学前の小学校6年生に意向調査をする。希望を聞いて、例えば単独チームができる部活、合同チームにしなければならない部活、それから先程言った、どうしてもかなわない場合にどうするか。そのときに、就学指定校の変更が初めて生きてくると思うのですけれども、これについてはいかがですか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

本市のほとんどの中学校において、次年度部活動を開設するための参考といたしまして、入学してくる小学校6年生に対して、アンケートなどにより意向を聞く機会を設けているというふうに聞いております。

○須貝委員

それではもう一つ、校長間で合同チームの場合、調整をかけるというようなお話ありましたけれども、やはりこれも、校長間ではなくて、市教委が主導でコントローラーとなって調整を図るのが全体をうまく収める一番の方法ではないのかと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○(教育) 学校教育支援室篠崎主幹

市教委といたしましては、北海道中学校体育連盟が示しています合同チーム編成規定に基づいて対応していると

ころでございますが、今後、部活動を地域へ移す動きもありますので、国や道の動向を踏まえて、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○須貝委員

この件、まだまだ議論が必要かと思う部分もありますので、また今後とも御相談させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○中村(吉宏)委員

◎市内の看護師養成校について

昨日に引き続き、まず看護師養成校に関して伺います。

ここまでは、市内医療機関における看護師不足に関してずっと議論をさせていただきました。

もう一つ今回、懸念しているのが、新規に看護師を目指す人材の行き場がなくなってしまうということも問題であって、その具体的な対応策にも、ここまでの議論では少し不安がありますので伺いたいと思います。まず、新しい法人が開校を予定されている学校について、例えば開校時期をもう少し前倒ししていただくことができないのかという声もいただいているのですけれども、このことについて可能かどうかお示してください。

○(保健所)次長

現小樽看護専門学校の存続と開設を目指す看護学校のスケジュールにつきましては、小樽市看護学校検討協議会においても幾つかのケースについて検討してまいりました。検討協議の経過について、御説明をさせていただきます。

市といたしましても、まず看護師の輩出ができない期間をつくらぬよう、もしくは、できるだけ短くできるようにすることを目指しまして、看護学校設置の指定権限を有する北海道と数度にわたり、情報交換ですとか、協議を進めてまいりました。現小樽看護専門学校在、令和7年度末で閉校することを前提といたしますと、卒業生の空白を生じさせないためには、5年度に新設校を開校し、8年度末には最初の卒業生を輩出させる必要が出てきます。この場合、5年度から8年度の間、二つの学校が併存するということとなります。

令和2年12月25日、保健所で北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課を訪問いたしまして、教員数や施設などについてなど、指定の条件について相談を行っております。

指定の要件といたしましては、厚生労働省が定めました看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの規則に沿って、各校では定められた数の専任教員の配置が必要であること。施設もそれぞれの専用のものでなければならないことなどが示されたところであります。

この要件を満たすためには、令和5年度から7年度の3年間にしましては、現専門学校の教員7名に加えまして、新設校に10名の新たな教員が必要となります。また、その後、8年度になりますと、この専門学校の7名の教員が過剰という状況になることとなります。

その後ですけれども、本年4月23日には、保健所長から先ほどの道の地域推進医療局長に対しまして、重複期間の教員数の要件緩和、また、これができない場合には、北海道からの教員の派遣ができないかなどについて働きかけを行いました。道といたしましては、教員数の緩和は規則によるもので難しいこと、また、道立学校の教員が欠員状態にあることから、道からの派遣は困難であるということの回答をいただいているところであります。

これと同じ時期に、また保健所長から北海道看護協会に、短期間の教員派遣ができないか相談を行いました。これについても難しいとの回答を得たところであります。

さらに、新設校の開校準備に関して道の担当からは、カリキュラムの作成など他地域での看護学校新設の事例では、準備期間が2年間あっても不足する状況があるというお話もあり、また、令和5年度から先にお示ししましたガイドラインが改正されまして、学生が取得しなければならない単位数が増えるなど、カリキュラム作成には時間

を要することが考えられ、しっかりと時間をかけて拙速にならないようにとの助言も受けているところがございます。

こうした状況を協議会にも伝えまして、検討を重ねた結果、現在の方針としたものでありますので、新設校開校時期の前倒しは困難であるものと考えております。

○中村(吉宏)委員

今の御説明は、非常に納得がいく、前倒しができないと。何か別の策を考えなければならないというのを今の答弁を伺いながら考えたところであります。ガイドラインの変更は、少し私もまだ未把握の状況だったのですけれども、これについても少しまたいろいろ情報を集めて、私も議論できるかどうか、やっていきたいと思えます。

これまでいろいろ保健所所管の質問をしましたが、新型コロナウイルス感染症関係の対策ですとか、非常に大変な思いをされているのもよく分かりますけれども、これも重要な問題でありますので、私も情報を集めて対応させてもらいたいと思えますので、引き続きよろしくお願ひします。

◎旧色内小学校跡利用計画と周辺開発について

次の質問をさせていただきます。

旧色内小学校跡に建設予定の道営住宅と周辺の開発について伺いたいと思えます。

一般質問の答弁で、道営住宅建設と稲北地区のまちづくりについて伺いました。答弁では、立地適正化計画による安全・快適な住環境を創出し、地域振興を図っていきたいという答弁でした。まず伺うのですが、まちづくりの観点から稲北地区の現状を今、本市としてどのように捉えているのかお示しいただけますか。

○(建設)都市計画課長

稲北地区の地域の位置づけと現状についてということですが、第2次小樽市都市計画マスタープランでは、稲北地区は、住商複合ゾーンを含む地区と位置づけており、身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地の形成を図るとともに、利便性が高い特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、地区内やその周辺への居住を促進することとしております。

現状につきましては、日用品、食料品を扱う店舗やコミュニティセンターなどからなる複合商業施設が立地していることから、ある程度位置づけした土地利用が形成されているものと考えております。

○中村(吉宏)委員

いろいろな開発を進められる余地が十分あるのだというのが現状であるということですが、それを踏まえてということにもなると思うのですが、今後のことについて少し伺いたいと思えます。

道営住宅の建設を進めていって、建設後に安全・快適な住環境を創出するというので、道営住宅や周辺住民の方も含めてですけれども、地域の利便性の向上に向けてどのような整備を行うのかということを少しお聞かせしてほしいと思えますが、イメージしていることなどがあれば、お知らせください。

○(建設)建築住宅課長

今後の稲北地区についてでございますけれども、現在は必要施設がある程度充足していると考えております。道営住宅の建設が本年の10月に事業決定したばかりでありますので、今のところ、具体的なものは、まだお示しできませんけれども、安全・快適な住環境を創出するために、道営住宅の集会室を利用した子育て支援や介護予防の事業を定期的に開催することや、本市が道営住宅建設用地に隣接した敷地に広場等を整備して、地域のイベントにも対応するとともに、災害時の避難場所にもなり得ることを考えております。このことは、稲北地区の安全・快適な住環境の創出の一端になり得ると考えております。

○中村(吉宏)委員

分かりました。子育てや介護といういろいろなお話がありますが、あそこがこの後、立地適正化計画上という誘導地域として定められるのかということにも関わると思えますが、高齢化が進んでいる段階の中で、医療

機関ですとか、便利な施設というのも想定しながら誘導をかけてほしいのが1点と。

これは、これからのタイムスケジュールにもよりますけれども、住宅ができました、そしてそれからどうしようかという発想ではなくて、住宅の計画が進んでいく中で、まちづくりとして周辺のことも考えていただきたいという思いがあるのですが、この点についてどのようにお考えかお示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

稲北地区における具体的な地域振興策としての事業は現在想定しておりませんが、道営住宅建設をはじめ、小樽駅前第1ビル周辺地区の再々開発事業や、JR小樽駅前広場の再整備など一連の事業の推進により稲北地区を含む中心市街地の地域振興につながるものと考えております。

さらに、今後引き続き地域振興策については考えてまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

地域振興策について分かりました。その話が今少し出てきたので、「中心市街地の再々開発」と我々は言っていますけれども、小樽駅前だとか、小樽駅前第1ビルの整備と併せてというようなことなのですが、これは、あれなのです。稲北の地域まで一体的な発想で整備をしようということなのか、整備の考え方は別々だけれども、やっていく結果、一体になればいいという発想なのか、少しその辺りのイメージをお聞かせください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

事業といたしましては、あくまで別々というふうに考えてございます。それぞれ行った結果、中心市街地の地域振興につながるのではないかと考えております。

○中村(吉宏)委員

稲北地区のお話が、今少し駅前のほうまで広まりました。ばらばら、別々にという発想ですけれども、これ以前、中心市街地の再々開発ということで質問した際に、立地適正化計画の誘導にも関わってくると思うのですけれども、どういうものをまちの中に配置していくのかというビジョンもやはり描かなければならないのではないかとこのことを、私はずっと思っています。

さらに今、稲北地区までその広がりを見せているということは、本当に駅前から広い範囲のビジョンを描かなければならないと。ただ、皆さんに描いてくださいとお願いしても多分難しいと思うのですけれども、そういう検討をしていかないと、まちづくりがばらばらになってしまうと思うのです。

ぜひ、そういう一体的なビジョンを一回描いていくことを検討、議論してほしいと思いますけれども、この点についてお考えいかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室松山主幹

この地区の将来の在り方や、地域づくりの方針につきましては、小樽市総合計画や都市計画マスタープランで示されており、長期間にわたって市民、事業者、行政が共有することができることから、新たなビジョンをつくらずとも、これらに基づき、それぞれが、あるいは共同で具体的事業に取り組むことができるものと考えてございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。